

滋賀県地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	【共通修正】 男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。	男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・<u>ジェンダーアイデンティティ</u>に関する<u>配慮に努めるとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも</u>配慮するよう努める。	【防災危機管理局】 防災基本計画の修正による
	「保健医療調整本部」 「保健医療調整地方本部」	「保健医療<u>福祉</u>調整本部」 「保健医療<u>福祉</u>調整地方本部」	【健康危機管理課】 令和4年7月 22 日付け厚生労働省「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直し
	(新設) 健康寿命推進課	「<u>子ども若者部</u>」が設置されたことによる修正 健康<u>し</u>が推進課	庁内体制の見直しに伴う修正
	性自認	<u>ジェンダーアイデンティティ</u>	【人権施策推進課】 令和5年6月に公布・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の名称に準拠
	授乳室の設置	授乳室(<u>搾乳スペース含む</u>)の設置	【県防災会議】
第1章 総則			
第1節 滋賀県における地域防災計画の基本理念			
1	(新設)	○ <u>また、人口減少が進む中山間地域等では、著しい高齢化の進行、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下がみられ、これらの対応と</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画の修正による

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>して、福祉的な支援の充実、災害時の情報伝達手段の確保、災害ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策を推進する必要がある。</u>	
	○ さらに、 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u> 、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	○ さらに、 <u>新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症および新感染症を含む。)発生時における被災に備えて</u> 、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	【防災危機管理局】 防災基本計画の修正による
第2節 防災圏の設定			
1 防災圏の基本的考え方			
3	さらに、県が市町等を支援する圏域として「第3次防災圏」を設定し、その圏域において土木事務所（大津市にあっては県庁。以下「土木事務所等」という。）が中心となって市町や防災機関、その他防災活動に協力する団体等を支援するための各種施策を推進する。 (図表1) <u>(追記)</u>	さらに、県が市町等を支援する圏域として「第3次防災圏」を設定し、その圏域において土木事務所（大津市にあっては県庁。以下「土木事務所等」という。）が中心となって市町や防災機関、その他防災活動に協力する団体等を支援するための各種施策を推進する。(図表1) <u>なお、大規模災害時には県だけではなく、県外からの応援・連携が必要になるため、広域的な圏域を想定しておくことが必要である。</u>	【相川委員】 計画内においては、県域を越えた広域避難の記載があることから、「県全体」よりもさらに広域について記載が必要。
第5節 滋賀県の地勢と地震			
5 地震調査研究推進本部の長期評価等			
25	「表1-5-3」および「表1-5-4」 (算定基準日： <u>2022</u> 年1月1日)	「表1-5-3」および「表1-5-4」 (算定基準日： <u>2024</u> 年1月1日)	【防災危機管理局】 時点修正
28	6 本県における過去の地震災害表	<u>「大津市で寺院、官庁の倒壊、京都で死者 50 人」</u>	【彦根地方气象台】 日本被害地震総覧との整合性を図るた

頁	修正前	修正後	修正理由
	976 年7月 22 日の県内の主な被害 「死者 50 人以上、社寺等倒壊多数」	以上」	め
28	1854年7月9日 伊賀上の地震の主な被害 「(死者約 1,500 人)」	「滋賀県南部で被害。全国で死者約 1,500 人」	
32	「南海トラフ地震防災対策推進計画」 (令和元年5月 31 日変更)	「南海トラフ地震防災対策推進計画」 (令和3年5月 25 日変更)	【彦根地方气象台】 時点修正

第2章 災害予防計画

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

49	【地震防災緊急事業五箇年計画総括表(令和 3～ 令和 7 年度)】	【地震防災緊急事業五箇年計画総括表(令和 3～ 令和 7 年度)】	【防災危機管理局】 時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業項目</th><th colspan="2">事業量</th><th>事業費 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 避難地</td><td>67 h a</td><td>9 箇所</td><td>11,256</td></tr> <tr> <td>2号 避難路</td><td>20.1 k m</td><td>29 箇所</td><td>23,707</td></tr> <tr> <td>3号 消防用施設</td><td>250 箇所</td><td></td><td>8,691</td></tr> <tr> <td>4号 消防活動用道路</td><td>k m</td><td>箇所</td><td></td></tr> <tr> <td>5号 緊急輸送道路等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5-1号 緊急輸送道路</td><td>12.7 k m</td><td>33 箇所</td><td>14,348</td></tr> <tr> <td>5-2号 緊急輸送交通管制施設</td><td>9 箇所</td><td></td><td>99</td></tr> <tr> <td>5-3号 緊急輸送ヘリポート</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5-4号 緊急輸送港湾施設</td><td>1 箇所</td><td>バース</td><td>474</td></tr> <tr> <td>5-5号 緊急輸送漁港施設</td><td>箇所</td><td>バース</td><td></td></tr> <tr> <td>6号 共同溝等</td><td>4.6 k m</td><td>6 箇所</td><td>1,943</td></tr> <tr> <td>7号 医療機関</td><td>施設</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>8号 社会福祉施設</td><td>1 施設</td><td></td><td>502</td></tr> <tr> <td>8の2号 公立幼稚園</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>9号 公立小中学校等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>9-1号 校舎</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>9-2号 屋内運動場</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>9-3号 寄宿舎</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>10号 公立特別支援学校</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-1号 校舎</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>10-2号 屋内運動場</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>10-3号 寄宿舎</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>11号 公的建造物</td><td>9 施設</td><td></td><td>8,027</td></tr> <tr> <td>12号 海岸・河川</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>12-1号 海岸保全施設</td><td>箇所</td><td>m^{※1}</td><td></td></tr> <tr> <td>12-2号 河川管理施設</td><td>箇所</td><td>m^{※1}</td><td></td></tr> <tr> <td>13号 砂防設備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>13-1号 砂防設備</td><td>26 箇所</td><td></td><td>10,460</td></tr> <tr> <td>13-2号 保安施設</td><td>70 箇所</td><td></td><td>2,800</td></tr> <tr> <td>13-3号 地すべり防止施設</td><td>16 箇所</td><td></td><td>309</td></tr> <tr> <td>13-4号 急傾斜地崩壊防止施設</td><td>18 箇所</td><td></td><td>4,298</td></tr> <tr> <td>13-5号 ため池</td><td>38 箇所</td><td></td><td>5,363</td></tr> <tr> <td>14号 地域防災拠点施設</td><td>施設</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>15号 防災行政無線</td><td>9 箇所</td><td></td><td>1,796</td></tr> <tr> <td>16号 水・自家発電設備等</td><td>5 箇所</td><td></td><td>1,332</td></tr> <tr> <td>17号 備蓄倉庫</td><td>8 箇所</td><td></td><td>423</td></tr> <tr> <td>18号 応急救護設備等</td><td>基</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>19号 老朽住宅密集対策</td><td>h a</td><td>箇所</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td></td><td>95,828</td></tr> </tbody> </table>	事業項目	事業量		事業費 (百万円)	1号 避難地	67 h a	9 箇所	11,256	2号 避難路	20.1 k m	29 箇所	23,707	3号 消防用施設	250 箇所		8,691	4号 消防活動用道路	k m	箇所		5号 緊急輸送道路等				5-1号 緊急輸送道路	12.7 k m	33 箇所	14,348	5-2号 緊急輸送交通管制施設	9 箇所		99	5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所			5-4号 緊急輸送港湾施設	1 箇所	バース	474	5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース		6号 共同溝等	4.6 k m	6 箇所	1,943	7号 医療機関	施設			8号 社会福祉施設	1 施設		502	8の2号 公立幼稚園	棟	学校		9号 公立小中学校等				9-1号 校舎	棟	学校		9-2号 屋内運動場	棟	学校		9-3号 寄宿舎	棟	学校		10号 公立特別支援学校				10-1号 校舎	棟	学校		10-2号 屋内運動場	棟	学校		10-3号 寄宿舎	棟	学校		11号 公的建造物	9 施設		8,027	12号 海岸・河川				12-1号 海岸保全施設	箇所	m ^{※1}		12-2号 河川管理施設	箇所	m ^{※1}		13号 砂防設備等				13-1号 砂防設備	26 箇所		10,460	13-2号 保安施設	70 箇所		2,800	13-3号 地すべり防止施設	16 箇所		309	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	18 箇所		4,298	13-5号 ため池	38 箇所		5,363	14号 地域防災拠点施設	施設			15号 防災行政無線	9 箇所		1,796	16号 水・自家発電設備等	5 箇所		1,332	17号 備蓄倉庫	8 箇所		423	18号 応急救護設備等	基			19号 老朽住宅密集対策	h a	箇所		合計			95,828	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業項目</th><th colspan="2">事業量</th><th>事業費 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 避難地</td><td>67 h a</td><td>9 箇所</td><td>11,256</td></tr> <tr> <td>2号 避難路</td><td>20.1 k m</td><td>29 箇所</td><td>23,707</td></tr> <tr> <td>3号 消防用施設</td><td>252 箇所</td><td></td><td>9,135</td></tr> <tr> <td>4号 消防活動用道路</td><td>k m</td><td>箇所</td><td></td></tr> <tr> <td>5号 緊急輸送道路等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5-1号 緊急輸送道路</td><td>12.7 k m</td><td>33 箇所</td><td>14,348</td></tr> <tr> <td>5-2号 緊急輸送交通管制施設</td><td>9 箇所</td><td></td><td>99</td></tr> <tr> <td>5-3号 緊急輸送ヘリポート</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5-4号 緊急輸送港湾施設</td><td>1 箇所</td><td>バース</td><td>474</td></tr> <tr> <td>5-5号 緊急輸送漁港施設</td><td>箇所</td><td>バース</td><td></td></tr> <tr> <td>6号 共同溝等</td><td>4.6 k m</td><td>6 箇所</td><td>1,943</td></tr> <tr> <td>7号 医療機関</td><td>施設</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>8号 社会福祉施設</td><td>1 施設</td><td></td><td>502</td></tr> <tr> <td>8の2号 公立幼稚園</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>9号 公立小中学校等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>9-1号 校舎</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>9-2号 屋内運動場</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>9-3号 寄宿舎</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>10号 公立特別支援学校</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-1号 校舎</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>10-2号 屋内運動場</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>10-3号 寄宿舎</td><td>棟</td><td>学校</td><td></td></tr> <tr> <td>11号 公的建造物</td><td>9 施設</td><td></td><td>8,027</td></tr> <tr> <td>12号 海岸・河川</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>12-1号 海岸保全施設</td><td>箇所</td><td>m^{※1}</td><td></td></tr> <tr> <td>12-2号 河川管理施設</td><td>箇所</td><td>m^{※1}</td><td></td></tr> <tr> <td>13号 砂防設備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>13-1号 砂防設備</td><td>26 箇所</td><td></td><td>10,460</td></tr> <tr> <td>13-2号 保安施設</td><td>70 箇所</td><td></td><td>2,800</td></tr> <tr> <td>13-3号 地すべり防止施設</td><td>16 箇所</td><td></td><td>309</td></tr> <tr> <td>13-4号 急傾斜地崩壊防止施設</td><td>18 箇所</td><td></td><td>4,298</td></tr> <tr> <td>13-5号 ため池</td><td>38 箇所</td><td></td><td>5,363</td></tr> <tr> <td>14号 地域防災拠点施設</td><td>施設</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>15号 防災行政無線</td><td>11 箇所</td><td></td><td>1,948</td></tr> <tr> <td>16号 水・自家発電設備等</td><td>5 箇所</td><td></td><td>1,332</td></tr> <tr> <td>17号 備蓄倉庫</td><td>10 箇所</td><td></td><td>603</td></tr> <tr> <td>18号 応急救護設備等</td><td>基</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>19号 老朽住宅密集対策</td><td>h a</td><td>箇所</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td></td><td>96,604</td></tr> </tbody> </table>	事業項目	事業量		事業費 (百万円)	1号 避難地	67 h a	9 箇所	11,256	2号 避難路	20.1 k m	29 箇所	23,707	3号 消防用施設	252 箇所		9,135	4号 消防活動用道路	k m	箇所		5号 緊急輸送道路等				5-1号 緊急輸送道路	12.7 k m	33 箇所	14,348	5-2号 緊急輸送交通管制施設	9 箇所		99	5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所			5-4号 緊急輸送港湾施設	1 箇所	バース	474	5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース		6号 共同溝等	4.6 k m	6 箇所	1,943	7号 医療機関	施設			8号 社会福祉施設	1 施設		502	8の2号 公立幼稚園	棟	学校		9号 公立小中学校等				9-1号 校舎	棟	学校		9-2号 屋内運動場	棟	学校		9-3号 寄宿舎	棟	学校		10号 公立特別支援学校				10-1号 校舎	棟	学校		10-2号 屋内運動場	棟	学校		10-3号 寄宿舎	棟	学校		11号 公的建造物	9 施設		8,027	12号 海岸・河川				12-1号 海岸保全施設	箇所	m ^{※1}		12-2号 河川管理施設	箇所	m ^{※1}		13号 砂防設備等				13-1号 砂防設備	26 箇所		10,460	13-2号 保安施設	70 箇所		2,800	13-3号 地すべり防止施設	16 箇所		309	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	18 箇所		4,298	13-5号 ため池	38 箇所		5,363	14号 地域防災拠点施設	施設			15号 防災行政無線	11 箇所		1,948	16号 水・自家発電設備等	5 箇所		1,332	17号 備蓄倉庫	10 箇所		603	18号 応急救護設備等	基			19号 老朽住宅密集対策	h a	箇所		合計			96,604	
事業項目	事業量		事業費 (百万円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1号 避難地	67 h a	9 箇所	11,256																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2号 避難路	20.1 k m	29 箇所	23,707																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3号 消防用施設	250 箇所		8,691																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4号 消防活動用道路	k m	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5号 緊急輸送道路等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5-1号 緊急輸送道路	12.7 k m	33 箇所	14,348																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5-2号 緊急輸送交通管制施設	9 箇所		99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5-4号 緊急輸送港湾施設	1 箇所	バース	474																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6号 共同溝等	4.6 k m	6 箇所	1,943																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
7号 医療機関	施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8号 社会福祉施設	1 施設		502																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
8の2号 公立幼稚園	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9号 公立小中学校等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9-1号 校舎	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9-2号 屋内運動場	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9-3号 寄宿舎	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10号 公立特別支援学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10-1号 校舎	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10-2号 屋内運動場	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10-3号 寄宿舎	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11号 公的建造物	9 施設		8,027																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
12号 海岸・河川																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12-1号 海岸保全施設	箇所	m ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12-2号 河川管理施設	箇所	m ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13号 砂防設備等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13-1号 砂防設備	26 箇所		10,460																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13-2号 保安施設	70 箇所		2,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13-3号 地すべり防止施設	16 箇所		309																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	18 箇所		4,298																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13-5号 ため池	38 箇所		5,363																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
14号 地域防災拠点施設	施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
15号 防災行政無線	9 箇所		1,796																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
16号 水・自家発電設備等	5 箇所		1,332																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
17号 備蓄倉庫	8 箇所		423																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
18号 応急救護設備等	基																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
19号 老朽住宅密集対策	h a	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
合計			95,828																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
事業項目	事業量		事業費 (百万円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1号 避難地	67 h a	9 箇所	11,256																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2号 避難路	20.1 k m	29 箇所	23,707																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3号 消防用施設	252 箇所		9,135																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4号 消防活動用道路	k m	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5号 緊急輸送道路等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5-1号 緊急輸送道路	12.7 k m	33 箇所	14,348																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5-2号 緊急輸送交通管制施設	9 箇所		99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5-4号 緊急輸送港湾施設	1 箇所	バース	474																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6号 共同溝等	4.6 k m	6 箇所	1,943																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
7号 医療機関	施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8号 社会福祉施設	1 施設		502																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
8の2号 公立幼稚園	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9号 公立小中学校等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9-1号 校舎	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9-2号 屋内運動場	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9-3号 寄宿舎	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10号 公立特別支援学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10-1号 校舎	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10-2号 屋内運動場	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10-3号 寄宿舎	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11号 公的建造物	9 施設		8,027																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
12号 海岸・河川																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12-1号 海岸保全施設	箇所	m ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12-2号 河川管理施設	箇所	m ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13号 砂防設備等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13-1号 砂防設備	26 箇所		10,460																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13-2号 保安施設	70 箇所		2,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13-3号 地すべり防止施設	16 箇所		309																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	18 箇所		4,298																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13-5号 ため池	38 箇所		5,363																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
14号 地域防災拠点施設	施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
15号 防災行政無線	11 箇所		1,948																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
16号 水・自家発電設備等	5 箇所		1,332																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
17号 備蓄倉庫	10 箇所		603																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
18号 応急救護設備等	基																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
19号 老朽住宅密集対策	h a	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
合計			96,604																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																																		
第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化																																																																																					
52	(6)文化財の耐震化の推進 ①文化財の耐震化等 本県の国指定有形文化財は <u>825</u> 件で、～	(6)文化財の耐震化の推進 ①文化財の耐震化等 本県の国指定有形文化財は <u>830</u> 件で、～	【文化財保護課】 時点修正																																																																																		
52	②文化財周辺の環境整備 【滋賀県の文化財の状況】 (令和 <u>3</u> 年5月末現在) <table><tr><th rowspan="2">文化財の種類</th><th colspan="3">文化財指定種別</th><th colspan="3">文化財構造種別</th></tr><tr><th>国指定</th><th>県指定</th><th>合計</th><th>木造</th><th>石造</th><th>合計</th></tr><tr><td>指定建造物</td><td>186</td><td>75</td><td>261</td><td>235</td><td>26</td><td>261</td></tr><tr><td>指定美術工芸品</td><td>639</td><td>272</td><td>911</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>指定記念物 (史跡名勝天然記念物)</td><td>85</td><td>70</td><td>155</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>910</td><td>417</td><td>1,327</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ●登録有形文化財(建造物) <u>459</u> 件	文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別			国指定	県指定	合計	木造	石造	合計	指定建造物	186	75	261	235	26	261	指定美術工芸品	639	272	911	—	—	—	指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	85	70	155				合 計	910	417	1,327	—	—	—	②文化財周辺の環境整備 【滋賀県の文化財の状況】 (令和 <u>6</u> 年5月末現在) <table><tr><th rowspan="2">文化財の種類</th><th colspan="3">文化財指定種別</th><th colspan="3">文化財構造種別</th></tr><tr><th>国指定</th><th>県指定</th><th>合計</th><th>木造</th><th>石造</th><th>合計</th></tr><tr><td>指定建造物</td><td><u>189486</u></td><td><u>7475</u></td><td><u>263264</u></td><td><u>237235</u></td><td>26</td><td><u>263264</u></td></tr><tr><td>指定美術工芸品</td><td><u>641639</u></td><td><u>286272</u></td><td><u>927911</u></td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>指定記念物 (史跡名勝天然記念物)</td><td><u>8685</u></td><td><u>7170</u></td><td><u>157455</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td><u>916940</u></td><td><u>431417</u></td><td><u>1,3474,327</u></td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ●登録有形文化財(建造物) <u>501</u> 件	文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別			国指定	県指定	合計	木造	石造	合計	指定建造物	<u>189486</u>	<u>7475</u>	<u>263264</u>	<u>237235</u>	26	<u>263264</u>	指定美術工芸品	<u>641639</u>	<u>286272</u>	<u>927911</u>	—	—	—	指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	<u>8685</u>	<u>7170</u>	<u>157455</u>				合 計	<u>916940</u>	<u>431417</u>	<u>1,3474,327</u>	—	—	—	【文化財保護課】 時点修正
文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別																																																																																	
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計																																																																															
指定建造物	186	75	261	235	26	261																																																																															
指定美術工芸品	639	272	911	—	—	—																																																																															
指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	85	70	155																																																																																		
合 計	910	417	1,327	—	—	—																																																																															
文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別																																																																																	
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計																																																																															
指定建造物	<u>189486</u>	<u>7475</u>	<u>263264</u>	<u>237235</u>	26	<u>263264</u>																																																																															
指定美術工芸品	<u>641639</u>	<u>286272</u>	<u>927911</u>	—	—	—																																																																															
指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	<u>8685</u>	<u>7170</u>	<u>157455</u>																																																																																		
合 計	<u>916940</u>	<u>431417</u>	<u>1,3474,327</u>	—	—	—																																																																															
第5節 電力・ガス施設の安全化																																																																																					
53	③実施計画 ③-1 地震動への対応 ア 水力発電設備 (省略) その他の電気工作物は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて <u>必要な箇所の整備</u> を行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。	③実施計画 ③-1 地震動への対応 ア 水力発電設備 (省略) その他の電気工作物 <u>の耐震設計</u> は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023 年 7 月)との文言統一により追記、削除																																																																																		

頁	修正前	修正後	修正理由
54	エ 配電設備 (省略) 地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。	エ 配電設備 (省略) 地中配電線路は、<u>埋立地等</u>の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一により追記、削除
	イ 通信連絡施設および設備 (ア)通信連絡施設および設備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。 a 無線伝送設備 (a)マイクロ波無線等の固定無線<u>施設および設備</u> (b)移動無線設備 (c)衛星通信設備 b 有線伝送設備 (a)通信ケーブル (b)電力線搬送設備 (c)通信線搬送設備、光搬送設備 c 交換設備(防災関係機関との直通電話含む。) d IPネットワーク設備 e 通信用電源設備	イ 通信連絡施設および設備 (ア)通信連絡施設および設備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備(<u>通信事業者からの提供回線も含む</u>)の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。 a 無線伝送設備 (a)マイクロ波無線等の固定無線<u>回線</u> (b)移動無線設備 (c)衛星通信設備 b 有線伝送設備 (a)通信ケーブル (b)電力線搬送設備 (c)通信線搬送設備、光搬送設備 c 交換設備(防災関係機関との直通電話<u>を</u>含む。) d IPネットワーク設備 e 通信用電源設備	
54	(イ)情報収集伝達体制の強化 夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、全号に定め	(イ)情報収集伝達体制の強化 夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、<u>前</u>号に定め	

頁	修正前	修正後	修正理由
	る「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。	る「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。	
55	オ 水防・消防に関する施設および設備 被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。 (ア)水防関係 a～e (省略) <u>(追加)</u>	オ 水防・消防に関する施設および設備 被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。 (ア)水防関係 a～e(省略) <u>f 警報用設備</u>	
55	キ その他災害復旧用施設および設備 <u>電気</u> 施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、 <u>現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるとともに、整備・点検を行う。</u>	キ その他災害復旧用施設および設備 <u>重要</u> 施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。	
56	③-3 復旧用資機材等の確保および整備 関西電力および関西電力送配電は、災害に備え、次の事項を実施する。	③-3 復旧用資機材等の確保および整備 関西電力および関西電力送配電は、災害の <u>発生</u> に備え、次の事項を実施する。	
56	イ 復旧用資機材等の輸送	イ 復旧用資機材 <u>等</u> の輸送	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023 年 7 月)との文言統一により追記、削除
56	ウ 復旧用資機材等の整備点検	ウ 復旧用資機材 <u>等</u> の整備点検	
56	エ 復旧用資機材等の広域運営	エ 復旧用資機材 <u>等</u> の広域運営	
56	オ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 平時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。	オ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 平 <u>常</u> 時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。	
56	カ 復旧用資機材等の仮置場の確保 災害発生時に仮置場 <u>について、非常事態時で</u> の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防	カ 復旧用資機材等の仮置場の確保 災害発生時に仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用	

頁	修正前	修正後	修正理由
	災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。	地確保の円滑化を図る。	
56	③－4 電気事故の防止 関西電力および関西電力送配電は、電気設備による公衆 災害 事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。	③－4 電気事故の防止 関西電力および関西電力送配電は、電気設備による公衆 感電 事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。	
56	イ 広報活動 (ア)電気事故防止 PR b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに 当社事業所 に通報すること。	イ 広報活動 (ア)電気事故防止 PR b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに 送配電コンタクトセンター に通報すること。	
57	(イ)PRの方法 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関 およびインターネット 等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。	(イ)PRの方法 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、 ホームページおよびSNS 等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。	
	(ウ)停電関連 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析、 人工呼吸器 などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。	(ウ)停電関連 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。	
第7節 通信・放送施設の安全化			
63	3 具体的な施策の展開 (1)防災行政無線等の災害予防 ② 設備 県では、平成 25 年度から3ヵ年計画で、県	3 具体的な施策の展開 (1)防災行政無線等の災害予防 ② 設備 県では、平成 25 年度から3ヵ年計画で、県	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため

頁	修正前	修正後	修正理由																								
	と市町、防災関係機関相互の迅速・的確な情報収集・伝達体制を確立するため、衛星系や地上系と有線系を組合せ、相互に補完する信頼度の高い通信回線である新たな防災行政無線網を整備した。衛星系については、地域衛星通信ネットワークに参画する全国の自治体間とも電話、ファクス、映像での情報交換が可能である。 また、平成 23 年度に更新した県防災ヘリコプター「琵琶」には、ヘリコプターテレビが搭載されており、上空からの映像を受信できる体制も整備している。 (追記)	と市町、防災関係機関相互の迅速・的確な情報収集・伝達体制を確立するため、衛星系や地上系と有線系を組合せ、相互に補完する信頼度の高い通信回線である新たな防災行政無線網を整備した。衛星系については、地域衛星通信ネットワークに参画する全国の自治体間とも電話、ファクス、映像での情報交換が可能である。 また、平成 23 年度に更新した県防災ヘリコプター「琵琶」には、ヘリコプターテレビが搭載されており、上空からの映像を受信できる体制も整備している。 <u>さらに、衛星インターネット機器(スターリンク)の導入により、公衆回線等の途絶時においてもインターネットで情報収集等ができる環境を整備する。</u>																									
	滋賀県防災行政無線回線構成図 <table border="1"> <tr> <td>草津市</td><td>守山市</td><td>栗東市</td><td>野洲市</td></tr> <tr> <td>湖南消防</td><td>湖南中部浄</td><td>企業庁</td><td>病院事業庁</td></tr> <tr> <td>総合病院</td><td>小保医センター</td><td>精保総センター</td><td></td></tr> </table>	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南消防	湖南中部浄	企業庁	病院事業庁	総合病院	小保医センター	精保総センター		滋賀県防災行政無線回線構成図 <table border="1"> <tr> <td>草津市</td><td>守山市</td><td>栗東市</td><td>野洲市</td></tr> <tr> <td>湖南消防</td><td>湖南中部浄</td><td>企業庁</td><td>病院事業庁</td></tr> <tr> <td>総合病院</td><td>精医センター</td><td></td><td></td></tr> </table>	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南消防	湖南中部浄	企業庁	病院事業庁	総合病院	精医センター			【病院事業庁】R6 令和7年1月1日に総合病院と小児保健医療センターを統合するため。
草津市	守山市	栗東市	野洲市																								
湖南消防	湖南中部浄	企業庁	病院事業庁																								
総合病院	小保医センター	精保総センター																									
草津市	守山市	栗東市	野洲市																								
湖南消防	湖南中部浄	企業庁	病院事業庁																								
総合病院	精医センター																										
第9節 鉄道施設の安全化																											
71	2 具体的な施策の展開 ②ア (i) (省略) (ii) 地震計の設置 地震計の設置箇所と警報、<u>ガル</u>は次の二段階とし、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。	2 具体的な施策の展開 ②ア (i) (省略) (ii) 地震計の設置 地震計の設置箇所と警報、<u>運転規制の取扱い</u>は次の二段階<u>を基本</u>とし、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。	【西日本旅客鉄道株式会社】 組織改正および社内規定の改定のため																								

頁	修正前				修正後				修正理由																																																																		
	<table><tr><th>地震警報器設置箇所</th><th>設置箇所</th><th>型式</th><th>設定ガル</th></tr><tr><td>大阪総合指令所</td><td>彦根駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>40、80ガル</td></tr><tr><td>大阪総合指令所</td><td>能登川駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>大阪総合指令所草津駅</td><td>野洲駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>大阪総合指令所</td><td>瀬田駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>大阪総合指令所</td><td>堅田駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>大阪総合指令所</td><td>北小松駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>大阪総合指令所</td><td>近江今津駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>大阪総合指令所</td><td>木ノ本駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr></table> ※ <u>気象庁発表震度を有効活用し、80 ガル以上の場合でも震度 4 のときは、駅間に停車した列車を最寄駅まで徐行で収容する。</u>	地震警報器設置箇所	設置箇所	型式	設定ガル	大阪総合指令所	彦根駅構内	S102WZ型	40、80ガル	大阪総合指令所	能登川駅構内	S102WZ型	〃	大阪総合指令所草津駅	野洲駅構内	S102WZ型	〃	大阪総合指令所	瀬田駅構内	S102WZ型	〃	大阪総合指令所	堅田駅構内	S102WZ型	〃	大阪総合指令所	北小松駅構内	S102WZ型	〃	大阪総合指令所	近江今津駅構内	S102WZ型	〃	大阪総合指令所	木ノ本駅構内	S102WZ型	〃	<table><tr><th>地震警報器設置箇所</th><th>設置箇所</th><th>型式</th><th>設定ガル 計測震度</th></tr><tr><td>近畿大阪総合指令所</td><td>彦根駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>40、80ガル ・ 4.0以上4.5未満 ・ 4.5以上</td></tr><tr><td>近畿大阪総合指令所</td><td>能登川駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>近畿大阪総合指令所草津駅</td><td>野洲駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>近畿大阪総合指令所</td><td>瀬田駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>近畿大阪総合指令所</td><td>堅田駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>近畿大阪総合指令所</td><td>北小松駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>近畿大阪総合指令所</td><td>近江今津駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr><tr><td>近畿大阪総合指令所</td><td>木ノ本駅構内</td><td>S102WZ型</td><td>〃</td></tr></table> (削除)	地震警報器設置箇所	設置箇所	型式	設定ガル 計測震度	近畿大阪 総合指令所	彦根駅構内	S102WZ型	40、80ガル ・ 4.0以上4.5未満 ・ 4.5以上	近畿大阪 総合指令所	能登川駅構内	S102WZ型	〃	近畿大阪 総合指令所 草津駅	野洲駅構内	S102WZ型	〃	近畿大阪 総合指令所	瀬田駅構内	S102WZ型	〃	近畿大阪 総合指令所	堅田駅構内	S102WZ型	〃	近畿大阪 総合指令所	北小松駅構内	S102WZ型	〃	近畿大阪 総合指令所	近江今津駅構内	S102WZ型	〃	近畿大阪 総合指令所	木ノ本駅構内	S102WZ型	〃	
地震警報器設置箇所	設置箇所	型式	設定ガル																																																																								
大阪総合指令所	彦根駅構内	S102WZ型	40、80ガル																																																																								
大阪総合指令所	能登川駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
大阪総合指令所草津駅	野洲駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
大阪総合指令所	瀬田駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
大阪総合指令所	堅田駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
大阪総合指令所	北小松駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
大阪総合指令所	近江今津駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
大阪総合指令所	木ノ本駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
地震警報器設置箇所	設置箇所	型式	設定ガル 計測震度																																																																								
近畿大阪 総合指令所	彦根駅構内	S102WZ型	40、80ガル ・ 4.0以上4.5未満 ・ 4.5以上																																																																								
近畿大阪 総合指令所	能登川駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
近畿大阪 総合指令所 草津駅	野洲駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
近畿大阪 総合指令所	瀬田駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
近畿大阪 総合指令所	堅田駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
近畿大阪 総合指令所	北小松駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
近畿大阪 総合指令所	近江今津駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
近畿大阪 総合指令所	木ノ本駅構内	S102WZ型	〃																																																																								
73	イ 表 四宮変電所を削除	(削除)	【京阪電気鉄道株式会社】 四宮変電所地震計撤去のため																																																																								
第 11 節 河川管理施設、港湾施設等の安全化																																																																											
79	3 具体的な施策の展開 (1) 河川管理施設の災害予防の推進 ① <u>重要河川構造物の耐震化の促進</u> <u>東日本大震災を踏まえ、重要河川構造物である瀬田川洗堰について、耐震対策を推進する。</u> ② 河川施設の災害予防の推進 (省略) ③ 河川防災施設の設備 (省略)	3 具体的な施策の展開 (1) 河川管理施設の災害予防の推進 (削除) ① 河川施設の災害予防の推進 (省略) ② 河川防災施設の設備 (省略)	【琵琶湖河川事務所】 令和 2 年度に瀬田川洗堰の耐震対策を実施済みのため。																																																																								

頁	修正前	修正後	修正理由																														
第 13 節 土砂災害・地盤災害の防止																																	
81	3 具体的な施策の展開																																
	(1)地すべり対策の推進 ①現状 <table><tr><th>地すべり防止区域指定所管</th><th>箇所数</th><th>面積</th></tr><tr><td>国土交通省</td><td>17 箇所</td><td>165. 54ha</td></tr><tr><td>農林水産省農村振興局</td><td>2 箇所</td><td>400. 55ha</td></tr><tr><td>農林水産省林野庁</td><td>1 箇所</td><td>79. 95ha</td></tr><tr><td>計</td><td>20 箇所</td><td>646. 04ha</td></tr></table>	地すべり防止区域指定所管	箇所数	面積	国土交通省	17 箇所	165. 54ha	農林水産省農村振興局	2 箇所	400. 55ha	農林水産省林野庁	1 箇所	79. 95ha	計	20 箇所	646. 04ha	(1)地すべり対策の推進 ①現状 <table><tr><th>地すべり防止区域指定所管</th><th>箇所数</th><th>面積</th></tr><tr><td>国土交通省</td><td>17 箇所</td><td>165. 54ha</td></tr><tr><td>農林水産省農村振興局</td><td>2 箇所</td><td>400. 55ha</td></tr><tr><td>農林水産省林野庁</td><td>1 箇所</td><td>88. 7579. 95ha</td></tr><tr><td>計</td><td>20 箇所</td><td>646. 04ha</td></tr></table>	地すべり防止区域指定所管	箇所数	面積	国土交通省	17 箇所	165. 54ha	農林水産省農村振興局	2 箇所	400. 55ha	農林水産省林野庁	1 箇所	88. 7579. 95ha	計	20 箇所	646. 04ha	【森林保全課】 時点修正
地すべり防止区域指定所管	箇所数	面積																															
国土交通省	17 箇所	165. 54ha																															
農林水産省農村振興局	2 箇所	400. 55ha																															
農林水産省林野庁	1 箇所	79. 95ha																															
計	20 箇所	646. 04ha																															
地すべり防止区域指定所管	箇所数	面積																															
国土交通省	17 箇所	165. 54ha																															
農林水産省農村振興局	2 箇所	400. 55ha																															
農林水産省林野庁	1 箇所	88. 7579. 95ha																															
計	20 箇所	646. 04ha																															
82	(2)急傾斜地対策の推進 ①現況 県下で対策が必要な急傾斜地崩壊危険箇所は 2,719 箇所あり、地形や集落発達の経過から各地に散在している。このうち急傾斜地崩壊危険区域に指定されたものは、530箇所726. 0ha であるが、毎年防災パトロールを実施して状況を把握するとともに、危険性の高いところから、急傾斜地崩壊対策工事等を実施し土砂災害の防止に努めている。	(2)急傾斜地対策の推進 ① 現況 県下で対策が必要な急傾斜地崩壊危険箇所は 2,719 箇所あり、地形や集落発達の経過から各地に散在している。このうち急傾斜地崩壊危険区域に指定されたものは、538箇所 739. 0ha であるが、毎年防災パトロールを実施して状況を把握するとともに、危険性の高いところから、急傾斜地崩壊対策工事等を実施し土砂災害の防止に努めている。	【砂防課】 時点修正																														
	(3)治山対策の推進																																
	① 現況 山地の災害危険地は山腹崩壊危険地区 1,238 箇所、崩壊土砂流出危険地区 1,079 箇所、地すべり危険地区 21 箇所となっており、地震時には特に集落や道路等の背後の山腹崩壊危険地区における被害が予想される。	① 現況 山地の災害危険地は山腹崩壊危険地区 1,240 箇所、崩壊土砂流出危険地区 1,083箇所、地すべり危険地区 21 箇所となっており、地震時には特に集落や道路等の背後の山腹崩壊危険地区における被害が予想される。	【森林保全課】 再調査により箇所の追加が生じたため。																														
	(4)土砂災害防止対策の推進																																
	① 現況	① 現況	【砂防課】																														

頁	修正前	修正後	修正理由
	本県を取り巻く～(省略)～ このため <u>1,423</u>箇所、<u>32,976</u>ha の溪流、山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防堰堤、床固工、護岸工事を実施して土砂の扨止、生産抑制、流出土砂の調整等により土砂災害の軽減に努めている。	本県を取り巻く～(省略)～ このため <u>1,429</u>箇所、<u>32,980</u>ha の溪流、山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防堰堤、床固工、護岸工事を実施して土砂の扨止、生産抑制、流出土砂の調整等により土砂災害の軽減に努めている。	時点修正
第 14 節 情報通信体制の整備			
86	3 具体的な施策の展開		
	(3)④災害別活動内容 【救急】 4 移植<u>医療を行うための</u>臓器搬送 【救助】 1 水難事故、山岳遭難事故等における<u>捜索</u>・救助 【災害応急対策】 2 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送および応急要員、医師等搬送	(3)④災害別活動内容 【救急】 4 移植<u>のための</u>臓器搬送 【救助】 1 水難事故、山岳遭難事故等における<u>人命捜索</u>・救助 【災害応急対策】 2 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送および応急要員、医師等<u>の</u>搬送	【防災航空隊】 滋賀県防災ヘリコプター「琵琶」運行の手引きとの整合を図るため。
	1) <u>臨時ヘリポート(飛行場外離着陸場)の指定地</u> <u>県内 129 箇所(平成 31 年 1 月 1 日現在)</u> 2) <u>大規模災害臨時ヘリポートの指定地</u> <u>県内 17 箇所(平成 31 年 1 月 1 日現在)</u>	1) <u>飛行場外離着陸場の指定地</u> <u>県内 140 箇所(令和6年4月1日現在)</u> 2) <u>飛行場外離着陸場(大規模災害用)の指定地</u> <u>県内 17 箇所(令和6年4月1日現在)</u> 3) <u>病院関係(屋上)飛行場外離着陸場の指定地</u> <u>県内8箇所(令和6年4月1日現在)</u>	【防災航空隊】 時点修正
第 16 節 救助・救急、災害医療体制の充実			
91	3 具体的な施策の展開	3 具体的な施策の展開	【健康危機管理課】
	(2) 災害医療への備え ① 医療救護活動体制の構築 ア 災害時の医療救護活動に関する協定 <u>アの委託契約に準じ</u>、「災害時の医療救護活動に	(2) 災害医療への備え ① 医療救護活動体制の構築 ア 災害時の医療救護活動に関する協定 「災害時の医療救護活動に関する協定書」～	令和4年7月 22 日付け厚生労働省 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直し

頁	修正前	修正後	修正理由
	関する協定書」～ イ（省略） ウ（省略） エ 災害医療コーディネーターの設置 医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、消防、警察、自衛隊、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県本部および地方本部において、災害医療を指揮統括する災害医療コーディネーターを設置する。	イ（省略） ウ（省略） エ 災害医療コーディネーターの設置 医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、消防、警察、自衛隊、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、<u>保健医療福祉調整本部</u>および地方本部等において、災害医療を指揮統括する災害医療コーディネーターを設置する。	
第 16 節 救助・救急、災害医療体制の充実			
93	<u>(追記)</u>	<u>(7) 調整機能の充実 保健医療福祉調整本部・地方本部の機能を発揮するために、DHEAT の育成をすすめる。</u>	【草津保健所】 平時からの組織的な育成が必要であるため。
第 17 節 災害警備実施体制の整備			
95	(4)道路交通管理体制の整備 ③ 緊急通行車両等に係る確認事務 <u>県警察は、緊急通行車両および緊急輸送車両の確認事務を円滑に行うため、緊急通行車両等の事前届出制度を周知するとともに、標章および証明書を備蓄しておくものとする。</u>	(4)道路交通管理体制の整備 ③ 緊急通行車両等に係る確認事務 <u>県警察は、災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両および緊急輸送車両を使用する者から、災害発生より前において、緊急通行車両や緊急輸送車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書(緊急輸送車両確認証明書)および標章を交付するなど、事前の緊急通行車両等の確認を推進するものとする。</u>	【滋賀県警察本部交通規制課】 災害対策基本法施行令の改正とおよび警察庁通達の改正と整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
96	2 基本方針 (略) さらに、県および市町は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。	2基本方針 (略) さらに、県および市町は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設するとともに、<u>効率的な運営が</u>できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。	【健康福祉政策課】 国の計画改定に伴い、「効率的な運営」という用語を明確に本文にも記載するため
第 18 節 物資の確保と緊急輸送体制の整備			
	3 具体的な施策の展開		
	(1)食料・生活必需品等の確保 ① 食料・生活必需品等の確保 イ 生活必需品等の確保 県・市町は、家屋の倒壊、破損、焼失等による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資(以下「生活必需品等」という。)の備蓄や調達先の確保に努める。	イ 生活必需品等の確保 県・市町は、家屋の倒壊、破損、焼失等による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品や感染症対策に必要な物資(以下「生活必需品等」という。)の備蓄や調達先の確保に努める。	【健康福祉政策課】 防災基本計画の修正による

97	② 県による備蓄等 【県の備蓄物資一覧】(令和5年2月現在) <table><tr><th></th><th>本庁</th><th>南部</th><th>甲賀</th><th>東近江</th><th>湖東</th><th>湖北</th><th>高島</th><th>合計</th></tr><tr><td>パン(食)</td><td>36,480</td><td>38,460</td><td>16,350</td><td>24,520</td><td>17,350</td><td>17,980</td><td>8,870</td><td>160,010</td></tr><tr><td>アルファ化米(アレルギー対応)(食)</td><td>0</td><td>5,000</td><td>4,000</td><td>0</td><td>11,500</td><td>11,500</td><td>6,000</td><td>38,000</td></tr><tr><td>レトルト食品(食)</td><td>23,600</td><td>18,040</td><td>8,760</td><td>13,920</td><td>12,160</td><td>11,680</td><td>5,680</td><td>93,840</td></tr><tr><td>毛布(枚)</td><td>6,700</td><td>2,560</td><td>1,900</td><td>2,600</td><td>5,700</td><td>5,000</td><td>2,300</td><td>26,760</td></tr><tr><td>紙おむつ(乳幼児用)(枚)</td><td>12,512</td><td>4,968</td><td>3,436</td><td>4,504</td><td>10,168</td><td>9,008</td><td>4,272</td><td>48,868</td></tr><tr><td>紙おむつ(大人用)(枚)</td><td>1,184</td><td>880</td><td>560</td><td>744</td><td>560</td><td>760</td><td>304</td><td>4,992</td></tr><tr><td>不織布マスク(普通サイズ)(枚)</td><td>65,400</td><td>52,800</td><td>26,400</td><td>39,600</td><td>26,400</td><td>31,800</td><td>21,000</td><td>263,400</td></tr><tr><td>不織布マスク(子供用サイズ)(枚)</td><td>8,400</td><td>7,200</td><td>3,600</td><td>5,400</td><td>3,600</td><td>4,200</td><td>3,000</td><td>35,400</td></tr><tr><td>生理用ナプキン(昼用)(枚)</td><td>3,360</td><td>3,360</td><td>1,120</td><td>1,680</td><td>1,120</td><td>1,120</td><td>560</td><td>12,320</td></tr><tr><td>生理用ナプキン(夜用)(枚)</td><td>1,800</td><td>1,800</td><td>600</td><td>900</td><td>600</td><td>600</td><td>300</td><td>6,600</td></tr><tr><td>生理用ショーツ(Mサイズ)(枚)</td><td>180</td><td>180</td><td>60</td><td>120</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td><td>720</td></tr><tr><td>生理用ショーツ(Lサイズ)(枚)</td><td>180</td><td>180</td><td>60</td><td>120</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td><td>720</td></tr></table>		本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計	パン(食)	36,480	38,460	16,350	24,520	17,350	17,980	8,870	160,010	アルファ化米(アレルギー対応)(食)	0	5,000	4,000	0	11,500	11,500	6,000	38,000	レトルト食品(食)	23,600	18,040	8,760	13,920	12,160	11,680	5,680	93,840	毛布(枚)	6,700	2,560	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	26,760	紙おむつ(乳幼児用)(枚)	12,512	4,968	3,436	4,504	10,168	9,008	4,272	48,868	紙おむつ(大人用)(枚)	1,184	880	560	744	560	760	304	4,992	不織布マスク(普通サイズ)(枚)	65,400	52,800	26,400	39,600	26,400	31,800	21,000	263,400	不織布マスク(子供用サイズ)(枚)	8,400	7,200	3,600	5,400	3,600	4,200	3,000	35,400	生理用ナプキン(昼用)(枚)	3,360	3,360	1,120	1,680	1,120	1,120	560	12,320	生理用ナプキン(夜用)(枚)	1,800	1,800	600	900	600	600	300	6,600	生理用ショーツ(Mサイズ)(枚)	180	180	60	120	60	60	60	720	生理用ショーツ(Lサイズ)(枚)	180	180	60	120	60	60	60	720	② 県による備蓄等 【県の備蓄物資の一覧】(令和6年4月現在) <table><tr><th></th><th>本庁</th><th>南部</th><th>甲賀</th><th>東近江</th><th>湖東</th><th>湖北</th><th>高島</th><th>合計</th></tr><tr><td>パン(食)</td><td>36,480</td><td>38,460</td><td>16,360</td><td>24,520</td><td>17,350</td><td>17,980</td><td>8,870</td><td>160,040</td></tr><tr><td>アルファ化米(アレルギー対応)(食)</td><td>0</td><td>5,000</td><td>4,000</td><td>0</td><td>14,100</td><td>13,800</td><td>7,100</td><td>44,000</td></tr><tr><td>長期保存食(食)</td><td>0</td><td>1,260</td><td>900</td><td>0</td><td>2,580</td><td>2,340</td><td>1,080</td><td>8,160</td></tr><tr><td>レトルト食品(食)</td><td>23,600</td><td>9,760</td><td>4,840</td><td>13,920</td><td>12,160</td><td>11,680</td><td>5,680</td><td>81,640</td></tr><tr><td>ゼリー(食)</td><td>0</td><td>9,600</td><td>4,800</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>14,400</td></tr><tr><td>毛布(枚)</td><td>6,700</td><td>2,560</td><td>1,900</td><td>2,600</td><td>5,700</td><td>5,000</td><td>2,300</td><td>26,760</td></tr><tr><td>紙おむつ(乳幼児用)(枚)</td><td>12,532</td><td>4,736</td><td>3,436</td><td>4,504</td><td>10,168</td><td>9,008</td><td>4,364</td><td>48,748</td></tr><tr><td>紙おむつ(大人用)(枚)</td><td>1,146</td><td>880</td><td>560</td><td>744</td><td>560</td><td>760</td><td>342</td><td>4,992</td></tr><tr><td>不織布マスク(普通サイズ)(枚)</td><td>65,400</td><td>52,800</td><td>26,400</td><td>39,600</td><td>26,400</td><td>31,800</td><td>21,000</td><td>263,400</td></tr><tr><td>不織布マスク(子供用サイズ)(枚)</td><td>8,400</td><td>7,200</td><td>3,600</td><td>5,400</td><td>3,600</td><td>4,200</td><td>3,000</td><td>35,400</td></tr><tr><td>生理用ナプキン(昼用)(枚)</td><td>3,360</td><td>3,360</td><td>1,120</td><td>1,680</td><td>1,120</td><td>1,120</td><td>560</td><td>12,320</td></tr></table>		本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計	パン(食)	36,480	38,460	16,360	24,520	17,350	17,980	8,870	160,040	アルファ化米(アレルギー対応)(食)	0	5,000	4,000	0	14,100	13,800	7,100	44,000	長期保存食(食)	0	1,260	900	0	2,580	2,340	1,080	8,160	レトルト食品(食)	23,600	9,760	4,840	13,920	12,160	11,680	5,680	81,640	ゼリー(食)	0	9,600	4,800	0	0	0	0	14,400	毛布(枚)	6,700	2,560	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	26,760	紙おむつ(乳幼児用)(枚)	12,532	4,736	3,436	4,504	10,168	9,008	4,364	48,748	紙おむつ(大人用)(枚)	1,146	880	560	744	560	760	342	4,992	不織布マスク(普通サイズ)(枚)	65,400	52,800	26,400	39,600	26,400	31,800	21,000	263,400	不織布マスク(子供用サイズ)(枚)	8,400	7,200	3,600	5,400	3,600	4,200	3,000	35,400	生理用ナプキン(昼用)(枚)	3,360	3,360	1,120	1,680	1,120	1,120	560	12,320	【健康福祉政策課】 時点修正
	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計																																																																																																																																																																																																																												
パン(食)	36,480	38,460	16,350	24,520	17,350	17,980	8,870	160,010																																																																																																																																																																																																																												
アルファ化米(アレルギー対応)(食)	0	5,000	4,000	0	11,500	11,500	6,000	38,000																																																																																																																																																																																																																												
レトルト食品(食)	23,600	18,040	8,760	13,920	12,160	11,680	5,680	93,840																																																																																																																																																																																																																												
毛布(枚)	6,700	2,560	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	26,760																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(乳幼児用)(枚)	12,512	4,968	3,436	4,504	10,168	9,008	4,272	48,868																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(大人用)(枚)	1,184	880	560	744	560	760	304	4,992																																																																																																																																																																																																																												
不織布マスク(普通サイズ)(枚)	65,400	52,800	26,400	39,600	26,400	31,800	21,000	263,400																																																																																																																																																																																																																												
不織布マスク(子供用サイズ)(枚)	8,400	7,200	3,600	5,400	3,600	4,200	3,000	35,400																																																																																																																																																																																																																												
生理用ナプキン(昼用)(枚)	3,360	3,360	1,120	1,680	1,120	1,120	560	12,320																																																																																																																																																																																																																												
生理用ナプキン(夜用)(枚)	1,800	1,800	600	900	600	600	300	6,600																																																																																																																																																																																																																												
生理用ショーツ(Mサイズ)(枚)	180	180	60	120	60	60	60	720																																																																																																																																																																																																																												
生理用ショーツ(Lサイズ)(枚)	180	180	60	120	60	60	60	720																																																																																																																																																																																																																												
	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計																																																																																																																																																																																																																												
パン(食)	36,480	38,460	16,360	24,520	17,350	17,980	8,870	160,040																																																																																																																																																																																																																												
アルファ化米(アレルギー対応)(食)	0	5,000	4,000	0	14,100	13,800	7,100	44,000																																																																																																																																																																																																																												
長期保存食(食)	0	1,260	900	0	2,580	2,340	1,080	8,160																																																																																																																																																																																																																												
レトルト食品(食)	23,600	9,760	4,840	13,920	12,160	11,680	5,680	81,640																																																																																																																																																																																																																												
ゼリー(食)	0	9,600	4,800	0	0	0	0	14,400																																																																																																																																																																																																																												
毛布(枚)	6,700	2,560	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	26,760																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(乳幼児用)(枚)	12,532	4,736	3,436	4,504	10,168	9,008	4,364	48,748																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(大人用)(枚)	1,146	880	560	744	560	760	342	4,992																																																																																																																																																																																																																												
不織布マスク(普通サイズ)(枚)	65,400	52,800	26,400	39,600	26,400	31,800	21,000	263,400																																																																																																																																																																																																																												
不織布マスク(子供用サイズ)(枚)	8,400	7,200	3,600	5,400	3,600	4,200	3,000	35,400																																																																																																																																																																																																																												
生理用ナプキン(昼用)(枚)	3,360	3,360	1,120	1,680	1,120	1,120	560	12,320																																																																																																																																																																																																																												
	(ii)生活必需品 生活必需品としては、毛布、肌着等が想定されるが避難時の状況を考えた時、まず暖をとり休息をとることが第一と考えられることから毛布の備蓄を行うとともに、要配慮者、女性、子どもへの配慮として、乳児用や大人用の紙おむつ、生理用品の備蓄に努める。<u>(追記)</u>	(ii)生活必需品 生活必需品としては、毛布、肌着等が想定されるが避難時の状況を考えた時、まず暖をとり休息をとることが第一と考えられることから毛布の備蓄を行うとともに、要配慮者、女性、子どもへの配慮として、乳児用や大人用の紙おむつ、生理用品の備蓄に努める。<u>なお、選定にあたっては女性職員等の意見を聞くものとする。</u>	【池田委員】 実際に品目を選定する際に、男性だけで選んでいるために、普段なら絶対使わないような生理用品が備蓄されているというような例が後を絶たないため。																																																																																																																																																																																																																																	
98	③ 市町による備蓄等 イ 生活必需品等 なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。	③ 市町による備蓄等 イ 生活必需品等 なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮し、<u>製品の選定にあたっては、女性職員や防災会議の女性委員の意見を聞くものとする。</u>	【池田委員】 実際に品目を選定する際に、男性だけで選んでいるために、普段なら絶対使わないような生理用品が備蓄されているというような例が後を絶たないため。																																																																																																																																																																																																																																	

	⑤ 家庭における備蓄の促進 自らの身の安全は自らの手で守るという防災の基本原則に立って、日頃から各家庭で家族構成に応じた<u>3日分</u>の非常食や生活必需品の備蓄に努める。	⑤ 家庭における備蓄の促進 自らの身の安全は自らの手で守るという防災の基本原則に立って、日頃から各家庭で家族構成に応じた「<u>最低3日間、推奨1週間</u>」分の非常食や生活必需品の備蓄に努める。	【防災危機管理局】 消防庁防災業務計画の修正による
99	(3)事業者等との連携体制の構築 県は、災害時の食料・生活必需品の確保やこれらの物資を迅速に被災地へ輸送するため流通事業者や物流事業者、関係団体との間で応援協定を締結するとともに、定期的に連絡先等の交換や訓練を行い実効性を高めるなど、連携の強化を進める。	(3)事業者等との連携 県は、災害時の食料・生活必需品の確保やこれらの物資を迅速に被災地へ輸送するため流通事業者や物流事業者、関係団体との間で応援協定を締結し、<u>定期的に連絡先等の交換や訓練を通じて、人員や資機材等の速やかな確保や運営の実効性を高め</u>、連携の強化を進める。	【防災危機管理局・健康福祉政策課】 防災基本計画の修正による
	(4)輸送拠点と緊急輸送ネットワークの形成 ①輸送拠点の考え方と活用 ウ ヘリポート(飛行場外離着陸場) ヘリコプターによる航空輸送に当たっては、場外離着陸場(県内 <u>129</u> 箇所(内、大規模災害用 17 箇所))を利用し実施することを原則とし、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関および住民等に対する周知徹底を図る。	(4)輸送拠点と緊急輸送ネットワークの形成 ①輸送拠点の考え方と活用 ウ ヘリポート(飛行場外離着陸場) ヘリコプターによる航空輸送に当たっては、場外離着陸場(県内 <u>140</u> 箇所(内、大規模災害用 17 箇所))を利用し実施することを原則とし、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関および住民等に対する周知徹底を図る。	【防災航空係】 時点修正
100	②輸送手段の確保 県は、物資や人員の輸送にあたっては、陸上・湖上・航空輸送の特性を鑑み、それらを効果的に組み合わせつつ、(3)の事業者等との連携により、災害時応援協定を締結している事業者や団体、指定公共機関および指定地方公共機関に指定の者に対し輸送の実施を依頼し行う。また、県有船や県防災ヘリコプターの活用も検討する。 <u>(追記)</u>	②輸送手段の確保 県は、物資や人員の輸送にあたっては、陸上・湖上・航空輸送の特性を鑑み、それらを効果的に組み合わせつつ、(3)の事業者等との連携により、災害時応援協定を締結している事業者や団体、指定公共機関および指定地方公共機関に指定の者に対し輸送の実施を依頼し行う。また、県有船や県防災ヘリコプターの活用も検討する。 <u>また、交通の途絶等により地域が孤立した場合</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため

		<u>を想定して、無人航空機等を活用した輸送手段の確保に努めるものとする。</u>	
102	⑥ 民間事業者等に対する周知 <u>県および県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行う。</u> <u>また県および市町、防災関係各期間についても、事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</u>	⑥ 民間事業者等に対する周知 <u>県および県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両として、災害発生より前において、緊急通行車両確認証明書および標章の交付を受けることができることから、民間事業者等に対して周知を行う。</u> <u>また県および市町、防災関係各機関についても、緊急通行車両の事前の確認を積極的に申し出るなど、その普及を図る。</u>	【滋賀県警察本部交通規制課】 災害対策基本法施行令の改正とおよび警察庁通達の改正と整合を図るため。
第 19 節 広域避難・避難収容体制の整備			
105	③ 男女双方の視点等への配慮 (省略) また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。	③ 男女双方の視点等への配慮 (省略) また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・<u>ジェンダーアイデンティティ</u>に関して配慮が必要な人などの視点や<u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに</u>配慮するよう努める。	【防災危機管理局・生活衛生課】 防災基本計画の修正による
	<u>(新設)</u>	④ <u>家庭動物と同行避難した被災者の受入れ</u> <u>各避難所運営管理者は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、家庭動物の受け入れ状況の把握に努める。</u>	【生活衛生課】 防災基本計画との整合を図るため。
	<u>(新設)</u>	⑤ <u>一定の配慮が必要な避難者への配慮</u> <u>避難生活において一定の配慮を要する方に必要な生活活動の維持について、保健医療福祉従事者による支援が保健活動の一環として行われるように努める。</u>	【リハビリテーションセンター】 防災基本計画との整合を図るため。

第 20 節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化			
111	(6)男女共同参画をはじめとする多様な視点を 取り入れた防災対策 県、市町は、災害時の男女のニーズの違いなど 男女双方の視点に加え、性的指向・<u>性自認</u>に関し て配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努 める。	(6)男女共同参画をはじめとする多様な視点を 取り入れた防災対策 県、市町は、災害時の男女のニーズの違いなど 男女双方の視点に加え、性的指向・<u>ジェンダーア イデンティティ</u>に関して配慮が必要な人などの視 点から配慮するよう努める。	【人権施策推進課】 令和5年6月に公布・施行された「性的 指向及びジェンダーアイデンティティの 多様性に関する国民の理解の増進に関 する法律」との整合を図るため。
	<u>(新設)</u>	<u>(7)障害者の防災情報取得等に関する施策の 推進</u> <u>県および市町は、障害の種類及び程度に応じて 障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取 得することができるようにするため、体制の整備 充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要 な施策を講じるよう努めるものとする。</u> <u>県および市町は、障害の種類及び程度に応じ て障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により 迅速かつ確実に行うことができるようにするため、 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の 推進その他の必要な施策を講じるよう努めるもの とする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため。
第 21 節 災害復旧・復興への備えの強化			
112	3 具体的な施策の展開 (2) 重要情報の保全 ② 県立病院 滋賀県立総合病院や小児保健医療センター の医療情報システムに係るバックアップデータ は、庁外への分散保管を行っている。	3 具体的な施策の展開 (2) 重要情報の保全 ② 県立病院 滋賀県立総合病院の医療情報システムに係 るバックアップデータは、庁外への分散保管を 行っている。	【病院事業庁】 令和7年1月1日に総合病院と小児保健 医療センターを統合するため。

121	(2) 言い伝えや教訓の継承 県、市町、各防災関係機関(以下、県等という。)は、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメントを含めた各種資料の収集、保存、公開等により、県民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。	(2) 言い伝えや教訓の継承 県、市町、各防災関係機関(以下、県等という。)は、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメント等<u>自然災害伝承碑</u>を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、県民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。	【国土地理院】 防災基本計画との整合を図るため。
第27節 自主防災組織の整備			
125	3 具体的な施策の展開 (1) リーダーとなる人材の育成(省略) また、県は、市町と協力し、リーダー育成のための講習会を開催する。その際、講習内容が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成とともに男性リーダーの理解促進につながるよう配慮する。<u>(追記)</u>	3 具体的な施策の展開 (1) リーダーとなる人材の育成(省略) また、県は、市町と協力し、リーダー育成のための講習会を開催する。その際、講習内容が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成とともに男性リーダーの理解促進につながるよう配慮する。<u>なお、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の配置など、女性の参画が促進されるようにする。仕事別の班分けにあたっては、各班に男女とも配置し、作業が性別により偏らないようにする。</u>	【池田委員】 内閣府男女局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」における記載との整合を図るため。
第3章 災害応急対策計画			
第1節 災害応急対策の活動体制			
	2 県の活動体制 県は、県内に地震が発生した場合において、その責務を遂行するため災害対策本部および災害対策地方本部ならびに緊急初動対策班を設置する。	2 県の活動体制 県は、県内に地震が発生した場合において、その責務を遂行するため災害対策本部および災害対策地方本部ならびに緊急初動対策班を設置する。	【防災危機管理局】 令和6年能登半島地震を踏まえ、庁内の災害対応体制の強化が必要であるため

	(追記)	<u>災害対応にあたっては、継続した訓練の実施や、過去の災害教訓を踏まえ、災害対応体制の強化に努める。</u>	
	(5)配備体制 ①配備基準 イ 県内に震度5弱以上の地震が発生したとき なお、県職員は <u>安否確認システムから自動送信される安否確認メール等により</u> 自らの安否を所属に報告することとし、各部局等は職員の安否を取りまとめたうえで人事班(もしくは人事課)をとおして災害対策本部(もしくは災害警戒本部)長へ報告することとする。 各所属長は、職員の安否確認や参集に万全を期すため、平素より <u>安否確認システムへの登録について職員へ呼びかけを行うとともに、登録</u> できない職員の安否確認を行うために情報連絡網を整備しておくものとする。	(5)配備体制 ①配備基準 イ 県内に震度5弱以上の地震が発生したとき なお、県職員は <u>LoGo チャット等により所属から送信される安否状況報告要請に従い、しがネット受付サービスの安否状況報告フォーム等から</u> 自らの安否を所属に報告することとし、各部局等は職員の安否を取りまとめたうえで人事班(もしくは人事課)をとおして災害対策本部(もしくは災害警戒本部)長へ報告することとする。 各所属長は、職員の安否確認や参集に万全を期すため、平素より <u>LoGo チャットを用いた職員安否確認の方法および流れを所属職員に周知するとともに、LoGo チャットを利用</u> できない職員の安否確認を行うために情報連絡網を整備しておくものとする。	【人事課】 安否確認システムの運用は既に終了していることから、現行の取扱い(LoGo チャットおよびしがネット受付サービスによる報告)に更新する必要があるため。
第2節 災害救助法の適用			
138	2 災害救助法の適用基準 災害救助法の <u>適用基準は、災害救助法施行令第1条によるものとするが</u> 、県における具体的適用基準は次のとおりである。	2 災害救助法の適用基準 <u>災害救助法の県における具体的適用基準は次のとおりである。</u>	【湖東土木事務所】 災害が発生するおそれがある場合の適用基準の定めは、災害救助法施行令に規定されておらず、災害救助法第2条第2項のみに規定されており、表現が不正確であるため。
	(1)災害が発生した場合 ①～③(省略) ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等	(1)災害が発生した場合 ①～③(省略) ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等	・平成25年政令第285号による災害救助法施行令の改正および平成12年厚生省令第86号の廃止に伴う平成

	<u>災害にかかった者</u>の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。(施行令第1条第3号) ・<u>災害にかかった者</u>に対する食品もしくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または<u>災害にかかった者</u>の救出について特殊の技術を必要とすること。<u>(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 1 条)</u> ⑤ 多数の者が生命、または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。(施行令第1条第4号) ・災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。<u>(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第2条第1号)</u> ・<u>災害にかかった者</u>に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または<u>災害にかかった者</u>の救出について特殊の技術を必要とすること。<u>(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第2条第2号)</u> (2) 災害が発生するおそれがある場合 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく<u>災害対策本部</u>を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。	<u>被災者</u>の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合。(施行令第1条第3号) ・<u>被災者</u>に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または<u>被災者</u>の救出について特殊の技術を必要とすること。<u>(平成 25 年内閣府令第 68 号第1条)</u> ⑤ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。(施行令第1条第4号) ・災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。<u>(平成 25 年内閣府令第 68 号第2条第1号)</u> ・<u>被災者</u>に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または<u>被災者</u>の救出について特殊の技術を必要とすること。<u>(平成 25 年内閣府令第 68 号第2条第2号)</u> (2) 災害が発生するおそれがある場合 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく<u>特定災害対策本部等</u>を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該<u>所管</u>区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。<u>(法第2条第2項)</u>	25 年内閣府令第 68 号の制定により、「災害にかかった者」が「被災者」へ改められたため。 ・法第2条第2項の文言との整合を図るため。
139	4 災害救助法の適用手続き (1)地震発生初期の措置	4 災害救助法の適用手続き (1)地震発生初期の措置	【健康福祉政策課】 「災害救助法による救助の実施について

	①③④における「 <u>速やかに</u> 」	①③④における「 <u>すみやかに</u> 」	て」(昭和 40 年5月 11 日付社施第 99 号)の一部改正による
140	5 災害救助法による救助の実施(健康福祉政策課) (1) (省略) ① ア～キ省略 ク 被災した住宅の応急修理 ケ 学用品の<u>供与</u>	5 災害救助法による救助の実施(健康福祉政策課) (1) (省略) ① ア～キ省略 ク 被災した住宅の応急修理 (ア) <u>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> (イ) <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> ケ 学用品の<u>給与</u>	【住宅課】 災害救助事務取扱要領等(令和5年6月)との整合を図るため。
	(2)救助の実施に関し、知事の<u>職権の一部の委任を受けた市町長は</u>、その<u>職権を行使したときは</u>、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。	(2)救助の実施に関し、知事の<u>権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた市町長が</u>、その<u>事務を執行したとき、市町長は速やかに</u>その内容を詳細に知事に報告するものとする。	【湖東土木事務所】 平成 11 年法律第 87 号による災害救助法の改正の際、「職権の一部を委任された」が「権限に属する救助に関する事務の一部を行う」に改められたため。
第3節 相互協力計画			
145	8 地方公共団体(都道府県)との相互協力 (2)府県間の相互応援協定 県は、次のとおり協定等を締結している。(災害時応援協定編参照) ①～⑦(省略) <u>(追加)</u> <u>⑧ 中部 9 県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書</u>	8 地方公共団体(都道府県)との相互協力 (2)府県間の相互応援協定 県は、次のとおり協定等を締結している。(災害時応援協定編参照) ①～⑦(省略) <u>⑧ 滋賀県と和歌山県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定</u> <u>⑨ 中部 9 県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書</u>	【防災航空係】 新たに、和歌山県と相互応援協定を締結したため。(R6.7.1)

147	11 民間との協力 (6) 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 (合同会社西友(旧;株式会社西友)) (株式会社平和堂) (イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー (旧;ジャスコ株式会社近畿カンパニー)) (株式会社近鉄百貨店草津店(旧;株式会社草津 近鉄百貨店)) (ユニー株式会社(旧;株式会社ユーストア)) (NPO法人コメリ災害対策センター) (株式会社ローソン) (株式会社セブン-イレブン・ジャパン) (富士産業株式会社) (株式会社ファーストリテイリング) (追加)	11 民間との協力 (6) 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 (合同会社西友(旧;株式会社西友)) (株式会社平和堂) (イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー (旧;ジャスコ株式会社近畿カンパニー)) (株式会社近鉄百貨店草津店(旧;株式会社草津 近鉄百貨店)) (ユニー株式会社(旧;株式会社ユーストア)) (NPO法人コメリ災害対策センター) (株式会社ローソン) (株式会社セブン-イレブン・ジャパン) (富士産業株式会社) (株式会社ファーストリテイリング) (<u>西日本段ボール工業協会</u>) (<u>中島商事株式会社</u>) (<u>一般社団法人滋賀フードトラック協会・一般社団 法人日本キッチンカー経営審議会</u>) (<u>株式会社橋本クロス</u>) (<u>東洋アルミエコープロダクツ株式会社</u>)	【健康福祉政策課】 新たに協定を締結したため
	12 ライフライン機関との協力 (省略) (<u>新設</u>)	12 ライフライン機関との協力 (省略) <u>13 応援職員の受け入れ</u> <u>県および市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>特に、庁内全体および各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画の修正による

		<u>の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	
第6節 救急救助および保健医療救護計画			
167	3 <u>保健医療調整本部</u> 保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療活動の総合調整を行うため、健康医療福祉部に「保健医療調整本部」を設置する。	3 <u>保健医療福祉調整本部および保健医療福祉調整地方本部</u> 保健<u>医療</u>福祉活動チームの派遣調整、保健医療<u>福祉</u>活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を行うため、災害対策本部の健康医療福祉部内に「保健医療<u>福祉</u>調整本部」を設置し、危機管理センターで活動する。<u>保健医療福祉調整本部は、健康医療福祉部の各班および災害医療コーディネーター等の関係者で構成し、健康危機管理課に事務局を置き、部内各班で運営を行う。</u> <u>また、地域における保健医療福祉活動チームの活動調整、保健医療福祉活動に関する情報収集等の地域の保健医療福祉活動の総合調整を行うため、災害対策地方本部内の健康福祉班内に「保健医療福祉調整地方本部」を設置し、各保健所で活動する。</u> <u>なお、保健医療福祉調整本部は、次の業務を行う。</u> <u>(1)保健医療福祉活動チーム等の派遣調整</u> <u>(2)保健医療福祉活動に関する情報連携</u>	【健康寿命推進課・健康危機管理課】 令和4年7月 22 日付け厚生労働省「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直しのため

		<u>(3)保健医療福祉活動に係る情報整理および分析</u> <u>(4)保健医療調整地方本部の支援および調整</u> <u>(5)その他、保健医療福祉活動に係る総合調整指揮系統については、「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」を基本方針とする。</u>	
4 医療救護活動計画(医療政策課、障害福祉課) <u>県</u> 本部ならびに市町本部、病院および有床診療所(以下「病院等」という。)、医療関係団体が行う初動時の対応について「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」を基本方針とし、フェーズ(局面)の概念を用いて、それぞれのフェーズ(局面)に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示す。	4 医療救護活動計画(医療政策課、 <u>健康危機管理課</u> 、障害福祉課) <u>保健医療福祉調整</u> 本部ならびに市町本部、病院および有床診療所(以下「病院等」という。)、医療関係団体が行う初動時の対応について「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」を基本方針とし、フェーズ(局面)の概念を用いて、それぞれのフェーズ(局面)に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示す。	【健康危機管理課】	
(1) 第1フェーズ(発生から3時間程度) ① <u>本部</u> の立ち上げ ② 災害医療コーディネーターの登庁 ② 情報の収集 ③ 災害派遣医療チーム(DMAT)派遣要請(他府県含む)	(1) 第1フェーズ(発生から3時間程度) ① <u>保健医療福祉調整</u> 本部・ <u>保健医療福祉調整地方本部</u> の立ち上げ ② 災害医療コーディネーターの登庁 ① 情報の収集 ② 災害派遣医療チーム(DMAT)派遣要請(他 <u>都道</u> 府県含む)	【健康危機管理課】 防災基本計画との整合を図るため	
(2) 第2フェーズ(3日以内) ① 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動調整 ② 医療救護班派遣要請 ③ こころのケアチーム(DPAT)の派遣要請 ④ 他府県への支援要請	(2) 第2フェーズ(3日以内) ① 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動調整 ② 医療救護班派遣要請 ③ こころのケアチーム(DPAT)の派遣要請 ④ 他府県への支援要請	【健康危機管理課】 防災基本計画との整合を図るため	

	<u>(追加)</u>	<u>⑤ 災害支援ナースの派遣要請</u> <u>⑥ 災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣の要請・調整</u>	
	(3) 第3フェーズ(4日から2週間程度) ① 医療救護班の派遣、こころのケアチーム(DPAT)の活動調整 ② 他府県からの医療救護班の受入要請	(3) 第3フェーズ(4日から2週間程度) ① 医療救護班の派遣、こころのケアチーム(DPAT)、 <u>災害支援ナース</u> の活動調整 ② 他 <u>都道府県</u> からの医療救護班の受入要請	【健康危機管理課】 令和5年8月 31 日付け「災害支援ナース活動要領(案)」による。
167	3 保健医療福祉調整本部および保健医療福祉調整地方本部 また、地域における保健医療福祉活動チームの活動調整、保健医療福祉活動に関する情報収集等の地域の保健医療福祉活動の総合調整を行うため、災害対策地方本部内の健康福祉班内に「保健医療福祉調整地方本部」を設置し、各保健所で活動する。 なお、保健医療福祉調整本部は、次の業務を行う。 (1)保健医療福祉活動チーム等の派遣調整 (2)保健医療福祉活動に関する情報連携 (3)保健医療福祉活動に係る情報整理および分析 (4)保健医療調整地方本部の支援および調整 (5)その他、保健医療福祉活動に係る総合調整	3 保健医療福祉調整本部および保健医療福祉調整地方本部 また、地域における保健医療福祉活動チームの活動調整、保健医療福祉活動に関する情報収集等の地域の保健医療福祉活動の総合調整を行うため、災害対策地方本部内の健康福祉班内に「保健医療福祉調整地方本部」を設置し、 <u>各健康福祉事務所(保健所)</u> で活動する。 <u>なお、保健医療福祉調整本部および保健医療福祉調整地方本部は、次の業務を行うこととし、活動予定場所が損壊した場合に備えて代替設置場所についてもあらかじめ検討しておくものとする。</u> <u><保健医療福祉調整本部></u> (1)保健医療福祉活動チーム等の派遣調整 (2)保健医療福祉活動に関する情報連携 (3)保健医療福祉活動に係る情報整理および分析 (4)保健医療福祉調整地方本部の支援および調整 (5)その他、保健医療福祉活動に係る総合調整 <u><保健医療福祉調整地方本部></u> <u>(1)地域の保健医療福祉活動チーム等の活動調整</u>	【健康危機管理課】 厚生労働省通知による。

		<u>(2)地域の保健医療福祉活動に関する情報収集</u> <u>(3)地域の保健医療福祉活動に係る情報整理および分析</u> <u>(4)保健医療福祉調整本部との連絡および調整</u> <u>(5)その他、管内の保健医療福祉活動に係る総合調整</u>	
168	5 医療救護体制(医療政策課、障害福祉課、健康寿命推進課) <u>県本部</u>は、災害発生情報に基づき速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、病院等の被災状況を調査し、医療救護、<u>助産救護</u>活動が可能な医療機関を把握する。また、市町本部の協力要請を受けて必要に応じ、災害拠点病院等の医療機関に医療救護、<u>助産救護班</u>の派遣要請を行うものとする。 医療救護、<u>助産救護班</u>の派遣要請を受けた医療関係団体等は、救護班を速やかに編成し救護所等指定場所で救護活動を行う。	5 医療救護体制(医療政策課、<u>健康危機管理課</u>、障害福祉課、健康<u>し</u>が推進課) <u>保健医療福祉調整本部</u>は、災害発生情報に基づき速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、病院等の被災状況を調査し、医療救護活動が可能な医療機関を把握する。また、市町本部の協力要請を受けて必要に応じ、災害拠点病院等の医療機関に医療救護の派遣要請を行うものとする。 医療救護班の派遣要請を受けた医療関係団体等は、救護班を速やかに編成<u>し</u>、救護所等<u>の</u>指定<u>された</u>場所で救護活動を行う。	
169	(2) 災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、<u>助産救護班</u>、こころのケアチーム(DPAT)の派遣と業務 県本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、市町本部から医療、<u>助産救護</u>、こころのケアに関する協力要請があったとき、または医療、<u>助産救護</u>、こころのケアを必要と認めたときは、各医療関係団体および関係機関に医療、<u>助産救護班</u>、こころのケアチーム(DPAT)の派遣を要請するものとする。	(2) 災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、こころのケアチーム(DPAT)、<u>災害支援ナース</u>、<u>災害時感染制御支援チーム(DICT)</u>等の派遣と業務 県本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、市町本部から医療、こころのケアに関する協力要請があったとき、または医療、こころのケアを必要と認めたときは、各医療関係団体および関係機関に医療、こころのケアチーム(DPAT)、<u>災害支援ナース</u>の派遣を要請するものとする。	【健康危機管理課】 防災基本計画との整合を図るため 【医療政策課】 助産救護活動について、実情に合わせた修正。(分娩が必要な妊婦については、災害時小児周産期リエゾンが、分娩可能な医療機関への入院搬送等調整を行う。)

① (省略) ② 災害医療コーディネーター 医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県本部および地方本部において、災害医療を指揮統括する。 <u>(新設)</u> ③ 災害時小児周産期リエゾン (省略) ④ 医療、助産救護班、こころのケアチーム(DPAT) ア(省略) イ 助産救護班の業務 (i)分娩の介助 (ii)分娩前後の処理 (iii)衛生材料の支給 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	① (省略) ② 災害医療コーディネーター 医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、<u>保健医療福祉調整本部</u>および地方本部<u>等</u>において、災害医療を指揮統括する。 <u>③ 災害時人工透析リエゾン</u> <u>人工透析に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターとともに、助言および調整の支援を行う。</u> <u>④ 災害時小児周産期リエゾン</u> (省略) <u>⑤ 医療、こころのケアチーム(DPAT)、災害支援ナース、災害支援ナース、災害時感染制御支援チーム(DICT)等</u> ア (省略) <u>イ (削除)</u> <u>ウ 災害支援ナースの業務</u> <u>(i) 被災地住民の健康維持・確保に必要な看護を提供</u> <u>(ii) 被災地看護職員の心身の負担を軽減し支える</u> <u>エ 災害時感染制御支援チーム(DICT)</u>	【健康危機管理課】 防災基本計画との整合を図るため
--	---	---

		(i) 避難所等における衛生環境の維持 (ii) 被災地 ICT(院内感染対策)チームの支援	
	(新設)	⑥ DMAT の活動と並行して、また DMAT 活動の終了以降、JMAT、日本赤十字社、JDAT、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会、日本栄養士会災害支援チーム、民間医療機関等からの医療チーム派遣などの協力を得て、指定避難所・救護所も含めて被災地における保健医療福祉提供体制の確保をはかる。 保健医療福祉調整本部および地方本部では、派遣の調整を市町と連携して行う。	【草津保健所】 防災基本計画と整合性を図るため
	(3)連絡調整 医療、助産救護等に関する連絡調整には、次図の体制をもって保健医療調整本部、保健医療調整地方本部、市町本部があたるものとする。	(3)連絡調整 医療等に関する連絡調整には、次図の体制をもって保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整地方本部、市町本部があたるものとする。	
170	7 県立病院の医療救護計画(病院事業庁) 地震が発生した場合は、<u>県本部</u>の指示に基づき医療救護班の派遣等の医療救護活動を行う。	7 県立病院の医療救護計画(病院事業庁) 地震が発生した場合は、<u>保健医療福祉調整本部</u>の指示に基づき医療救護班の派遣等の医療救	【病院事業庁】 令和7年1月1日に総合病院と小児保健医療センターを統合するため。

	(1) 医療救護活動 ① 滋賀県立総合病院および<u>県立病院2センター</u>は、<u>県本部</u>の指示があったとき、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班を出動させ救護活動を行う。 ② 病院長は、保健医療調整本部または保健医療調整地方本部等と連絡をとり、災害の状況を把握して、医療救護班の緊急出動を指示して救護活動を行うものとする。 ③ (省略) ④ 重症患者の受入れ体制を整え、県本部、他医療機関等からの要請により患者の受入れを行う。	護活動を行う。 (1) 医療救護活動 ① 滋賀県立総合病院および<u>精神医療センター</u>は、<u>保健医療福祉調整本部</u>の指示があったとき、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班を出動させ救護活動を行う。 ② 病院長は、保健医療<u>福祉</u>調整本部または保健医療<u>福祉</u>調整地方本部等と連絡をとり、災害の状況を把握して、医療救護班の緊急出動を指示して救護活動を行うものとする。 ③ (省略) ④ 重症患者の受入れ体制を整え、<u>保健医療福祉調整本部</u>、他医療機関等からの要請により患者の受入れを行う。	【健康危機管理課】 令和4年7月 22 日付け厚生労働省「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直し																																																						
	【県立病院の医療救護活動】 <pre>graph TD A[意思決定<病院長>] -- "指示・要請" --> B[県本部<保健医療調整本部
(情報収集)>] B -- "報告・連絡・
情報収集" --> A A --> C[職員招集] C --> D[医療救護班の編成
医療セットおよび
資器材の携帯] D --> E[現場急行] E --> F[救護所
医療救護活動開始] F -- "患者搬送" --> G[重症患者の受入れ] B -- "受入体制整備" --> G H[他医療機関] -- "患者搬送" --> G I[状況把握
報告連絡] --> A</pre>	【県立病院の医療救護活動】 <pre>graph TD A[意思決定<病院長>] -- "指示・要請" --> B[県本部<保健医療福祉調整本部
(情報収集)>] B -- "報告・連絡・
情報収集" --> A A --> C[職員招集] C --> D[医療救護班の編成
医療セットおよび
資器材の携帯] D --> E[現場急行] E --> F[救護所
医療救護活動開始] F -- "患者搬送" --> G[重症患者の受入れ] B -- "受入体制整備" --> G H[他医療機関] -- "患者搬送" --> G I[状況把握
報告連絡] --> A</pre>	【健康危機管理課】 令和4年7月 22 日付け厚生労働省「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直し																																																						
171	7 県立病院の医療救護計画(病院事業庁) (2)医療救護体制 【医療救護体制】 <table><tr><td></td><td>班数</td><td>医師</td><td>看護師</td><td>事務(運転)</td><td>計</td></tr><tr><td>滋賀県立総合病院</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>8</td></tr><tr><td>小児保健医療セン</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>精神医療センター</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>4</td><td>4</td><td>8</td><td>4</td><td>16</td></tr></table>		班数	医師	看護師	事務(運転)	計	滋賀県立総合病院	2	2	4	2	8	小児保健医療セン	1	1	2	1	4	精神医療センター	1	1	2	1	4	計	4	4	8	4	16	7 県立病院の医療救護計画(病院事業庁) (2)医療救護体制 【医療救護体制】 <table><tr><td></td><td>班数</td><td>医師</td><td>看護師</td><td>事務(運転)</td><td>計</td></tr><tr><td>滋賀県立総合病院</td><td>3</td><td>3</td><td>6</td><td>3</td><td>12</td></tr><tr><td>精神医療センター</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>4</td><td>4</td><td>8</td><td>4</td><td>16</td></tr></table>		班数	医師	看護師	事務(運転)	計	滋賀県立総合病院	3	3	6	3	12	精神医療センター	1	1	2	1	4	計	4	4	8	4	16	
	班数	医師	看護師	事務(運転)	計																																																				
滋賀県立総合病院	2	2	4	2	8																																																				
小児保健医療セン	1	1	2	1	4																																																				
精神医療センター	1	1	2	1	4																																																				
計	4	4	8	4	16																																																				
	班数	医師	看護師	事務(運転)	計																																																				
滋賀県立総合病院	3	3	6	3	12																																																				
精神医療センター	1	1	2	1	4																																																				
計	4	4	8	4	16																																																				

173	【医薬品等の供給体制】 【災害時応援協定編 参照】 ・災害時の医療救護活動に関する協定書 (滋賀県医師会、滋賀県歯科医師会、滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県病院協会、県内災害拠点病院)	【医薬品等の供給体制】 【災害時応援協定編 参照】 ・災害時の医療救護活動に関する協定書 (滋賀県医師会、滋賀県歯科医師会、滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県病院協会) ・<u>滋賀県災害・感染症医療確保事業に関する協定書(県内医療機関)</u>	【健康危機管理課】 令和4年7月 22 日付け厚生労働省 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直し
175	(2) 保健活動等 エ 保健師派遣 (表中) (i) 発災直後の混乱期(～7 日目) a 災害医療本部・災害医療地方本部とともに救護活動を行う	(2) 保健師活動等 エ 保健師派遣 (表中) (i) 発災直後の混乱期(～7 日目) a 保健医療福祉調整本部・保健医療調整地方本部とともに<u>市町と連携して</u>救護活動を行う	【大津市】 大津市には保健医療調整地方本部が設置されないため。
177	(5) 防疫活動 ①～②省略 ③ 市町本部が行う防疫活動の種別と方法 (省略) また、市町は自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。	(5) 防疫活動 ①～②省略 ③ 市町本部が行う防疫活動の種別と方法 (省略) また、市町は自らが設置する避難所に隣接して、<u>被災者支援等の観点から</u>愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。	【生活衛生課】 防災基本計画との整合を図るため。
	(6) 防疫および保健衛生器材の備蓄、調達計画 (省略)	(6) 防疫および保健衛生器材の備蓄、調達計画 (省略)	【草津保健所】 防災基本計画との整合を図るため。

	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>(7)派遣職員への支援 県は職員を派遣する際には必要な情報連絡体制の確保とともに、資材や物資を携帯できるようにするとともに、健康状態について把握する。</u> <u>(8)支援活動拠点の確保 応援職員等が宿泊場所等を確保することが困難なときは、公共施設、仮設の拠点や車両を設置できる空き地の確保などに配慮する。</u>	
第7節 情報連絡計画			
190	3 地震および災害に関する情報の収集および伝達 (6)被害状況等の収集と報告 ③ 被害状況の伝達 エ 県 (vi)様々な資機材による情報収集 県や防災関係機関の定点カメラを活用した映像情報の収集をはじめ、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。	3 地震および災害に関する情報の収集および伝達 (6)被害状況等の収集と報告 ③ 被害状況の伝達 エ 県 (vi)様々な資機材による情報収集 県や防災関係機関の定点カメラを活用した映像情報の収集をはじめ、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、無人航空機、<u>車両、SAR衛星を含む人工衛星等</u>による目視、撮影等による情報収集を行う。	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため
第10節 交通規制計画			
203	<u>(5)緊急通行車両の確認等</u> <u>(追記)</u>	<u>(5)緊急通行車両の確認等</u> <u>県警察は、災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両を使用する者から、災害発生より前において、緊急通行車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書および標章を交付するな</u>	【滋賀県警察本部交通規制課】 災害対策基本法施行令の改正および警察庁通達の改正と整合を図るため。

	<u>災害発生時においては、県警察は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書および標章を交付するものとする。</u>	<u>ど、事前の緊急通行車両の確認を推進するものとする。</u> <u>災害発生時においては、県警察は、緊急通行車両を使用する者からの申出により、災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両確認証明書および標章を交付する。</u>	
第 12 節 鉄道施設応急対策計画			
	1 省略 2 JR鉄道施設応急対策計画(西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社) (1) 基本方針 ① JR西日本 地震発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故および災害応急処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。	1 省略 2 JR鉄道施設応急対策計画(西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社) (1) 基本方針 ① JR西日本 地震発生の場合、 <u>災害警備</u> 計画、鉄道事故および災害応急処置 <u>標準</u> 、災害時運転取扱 <u>標準</u> の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。	
217	(2) 応急対策 ① JR西日本 <u>京都支社</u> ア 地震時の運転規制基準と警備【運転規制値(地震)】 運転規制 運転見合わせ時 計測震度が 4.5 以上を示したとき。 (標準) 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。 <u>この場合、震度 4 以下のときは、25 km/h 以下で最寄駅に到着後、運転を見合わせる。</u> その後、保守担当区長の報告により異常を認め	(2) 応急対策 ① JR西日本 <u>近畿統括本部</u> ア 地震時の運転規制基準と警備【運転規制値(地震)】 運転規制 運転見合わせ時 計測震度が 4.5 以上を示したとき。 (標準) 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。 その後、保守担当区長の報告により異常を認め	【西日本旅客鉄道株式会社】 組織改正および社内規定の改定のため

	られなかったときは、初列車は45km/h で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。	られなかったときは、初列車は 45km/h で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。																												
218	イ 運転事故等が発生したとき <u>状況に応じて、近畿統括本部にて、内に事故統括本部対策本部を、事故現場におよび現地対策本部を設置するものとする。</u> <table><tr><th>種別</th><th>設 置 の 標 準</th><th>招集範囲 (支社内間接社員)</th></tr><tr><td>第1種体制</td><td> - 重大な事故等が発生したとき - お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき - 本線が長時間不通となるおそれがあるとき - 特に必要と認めたとき </td><td>招集可能者の全員</td></tr><tr><td>第2種体制</td><td> - 重大な事故等が発生したとき - 本線が長時間不通となるおそれがあるとき - 特に必要と認めたとき - その他特に必要と認めたとき。 </td><td>招集可能者の半数</td></tr><tr><td>第3種体制</td><td> - その他必要と認めたとき（台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき） </td><td>必要最小数</td></tr></table> <u>※ 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。</u> ※ 上記を標準として<u>統括本部内関係各長関係課室長、駅区所長</u>は、種別毎の召集者を定めておくこと。 (省略)	種別	設 置 の 標 準	招集範囲 (支社内間接社員)	第1種体制	- 重大な事故等が発生したとき - お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき - 本線が長時間不通となるおそれがあるとき - 特に必要と認めたとき	招集可能者の全員	第2種体制	- 重大な事故等が発生したとき - 本線が長時間不通となるおそれがあるとき - 特に必要と認めたとき - その他特に必要と認めたとき。	招集可能者の半数	第3種体制	その他必要と認めたとき（台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき）	必要最小数	イ 運転事故等が発生したとき <u>状況に応じて、近畿統括本部にて、統括本部対策本部および現地対策本部を設置するものとする。</u> <table><tr><th>種別</th><th>設 置 標 準</th><th>招集範囲</th></tr><tr><td>第1種体制</td><td> - お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき - 特に必要と認めたとき </td><td>全ての班 招集可能者の全員</td></tr><tr><td>第2種体制</td><td> - お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき - 復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき - 必要と認めたとき </td><td>必要な班 招集可能者の半数程度</td></tr><tr><td>第3種体制</td><td> - 事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要とき - 本社がBCP対策会議を開催するとき - 気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき - その他必要と認めたとき </td><td>必要な班 必要な人数</td></tr><tr><td>初・動 対応室</td><td> - 事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき </td><td>近畿総合指令所長 必要な人数</td></tr></table> <u>(削除)</u> ※ 上記を標準として<u>統括本部内関係各長</u>は、種別毎の召集者を定めておくこと。 (省略)	種別	設 置 標 準	招集範囲	第1種体制	- お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき - 特に必要と認めたとき	全ての班 招集可能者の全員	第2種体制	- お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき - 復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき - 必要と認めたとき	必要な班 招集可能者の半数程度	第3種体制	- 事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要とき - 本社がBCP対策会議を開催するとき - 気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき - その他必要と認めたとき	必要な班 必要な人数	初・動 対応室	事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき	近畿総合指令所長 必要な人数	【西日本旅客鉄道株式会社】 組織改正および社内規定の改定のため
種別	設 置 の 標 準	招集範囲 (支社内間接社員)																												
第1種体制	- 重大な事故等が発生したとき - お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき - 本線が長時間不通となるおそれがあるとき - 特に必要と認めたとき	招集可能者の全員																												
第2種体制	- 重大な事故等が発生したとき - 本線が長時間不通となるおそれがあるとき - 特に必要と認めたとき - その他特に必要と認めたとき。	招集可能者の半数																												
第3種体制	その他必要と認めたとき（台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき）	必要最小数																												
種別	設 置 標 準	招集範囲																												
第1種体制	- お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき - 特に必要と認めたとき	全ての班 招集可能者の全員																												
第2種体制	- お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき - 復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき - 必要と認めたとき	必要な班 招集可能者の半数程度																												
第3種体制	- 事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要とき - 本社がBCP対策会議を開催するとき - 気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき - その他必要と認めたとき	必要な班 必要な人数																												
初・動 対応室	事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき	近畿総合指令所長 必要な人数																												
第 14 節 避難計画																														
233	8 避難所の設置と運営(防災危機管理局、健康福祉政策課、医療政策課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども・青少年局)	8 避難所の設置と運営(防災危機管理局、健康福祉政策課、医療政策課、医療福祉推進課、障害福祉課、 <u>子ども若者政策・私学振興課、子どもの</u>																												

	<u>②～⑥(省略)</u> ⑧ <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市町は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等の感染症対策に取り組むこととする。県は、市町の避難所における感染症対策を支援するとともに、市町と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行う。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>めのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>④～⑦(省略)</u> ⑧ <u>新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症および新感染症を含む。)発生時における被災に備えて、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市町は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等の感染症対策に取り組むこととする。県は、市町の避難所における感染症対策を支援するとともに、市町と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行う。</u> <u>⑨ 各避難所運営管理者は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。</u> <u>⑩ 市町は、避難所の生活環境を確保するため、</u>	
--	--	--	--

		<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等を組み合わせ、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>県は、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うとともに、必要に応じて、自ら措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	
	(4) 県本部の設置 ①～②(省略) ③ 県本部は、市町本部の要請等から福祉ニーズに対応するための有資格者の派遣が必要と考えられる場合、関係団体等との協定に基づき派遣を行う。	(4) 県本部の設置 ①～②(省略) ③ 県本部は、市町本部の要請等から<u>保健医療</u>福祉ニーズに対応するための有資格者の派遣が必要と考えられる場合、関係団体等との協定に基づき派遣を行う<u>とともに、物資の供給などについて国や地方公共団体等と調整を行う。</u>	【草津保健所】
第 15 節 飲料水・食料・生活必需品・燃料等の供給計画			
238	1 基本計画 大規模地震が発生した場合には、ライフラインの途絶や流通機構の停止が予想されるため、県民に対する飲料水・食料・生活必需品等の供給に大きな支障が生ずる恐れがある。 このため、2日程度に相当する量の物資は、<u>各家庭および</u>自治会、自主防災組織と市町が一体的に確保するものとし、おおむね1日に相当する量の物資は公的備蓄または流通在庫方式によって県が確保する。さらに、県外から輸送される緊急物資によって県民への物資供給を行う。	1 基本計画 大規模地震が発生した場合には、ライフラインの途絶や流通機構の停止が予想されるため、県民に対する飲料水・食料・生活必需品等の供給に大きな支障が生ずる恐れがある。 このため、2日程度に相当する量の物資は、<u>各家庭および</u>自治会、自主防災組織と市町が一体的に確保するものとし、おおむね1日に相当する量の物資は公的備蓄または流通在庫方式によって県が確保する。さらに、県外から輸送される緊急物資によって県民への物資供給を行う。	【防災危機管理局・健康福祉政策課】 各家庭で備蓄する量が2日程度で足りると誤解を招く表現であるため
238	2 給水計画(生活衛生課) (1)基本方針 (省略) なお、市町は、平時より<u>各家庭や</u>自治会、自主防災組織が市町と一体となって、住民1人1日当た	2 給水計画(生活衛生課) (1)基本方針 (省略) なお、市町は、平時より<u>各家庭や</u>自治会や自主防災組織が市町と一体となって、住民1人1日当た	

	り約3リットルを目安として2日程度に相当する飲料水を確保する体制の整備に努める。	り約3リットルを目安として2日程度に相当する飲料水を確保する体制の整備に努める。	
239	3 食料供給計画(健康福祉政策課、商工政策課、みらいの農業支援課) (1)基本方針 市町は、平素から災害時に備え、<u>各家庭や</u>自治会、自主防災組織が市町と一体となって2日程度に相当する食料を確保する体制整備に努める。そのため市町における保存食料の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置をとる。	3 食料供給計画(健康福祉政策課、商工政策課、みらいの農業支援課) (1)基本方針 市町は、平素から災害時に備え、<u>各家庭や</u>自治会や自主防災組織が市町と一体となって2日程度に相当する食料を確保する体制整備に努める。そのため市町における保存食料の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置をとる。	
240	(2)配慮すべき事項 ④ 食料の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障害者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品の調達・供与に配慮する。	(2)配慮すべき事項 ④ 食料の給与にあたっては、粉ミルク・<u>液体ミルク</u>等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障害者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品の調達・供与に配慮する。 <u>なお、授乳支援等においては、授乳アセスメントシートの活用により普段の授乳方法や希望等を聞き取るなど、母親や乳幼児に必要な配慮に努める。</u>	【子ども若者政策・私学振興課】 令和6年2月定例会議一般質問の答弁を反映
242	4 生活必需品等供給計画(健康福祉政策課、商工政策課) (2) 生活必需品等供給計画において配慮すべき事項 ① (省略) なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。	4 生活必需品等供給計画(健康福祉政策課、商工政策課) (2) 生活必需品等供給計画において配慮すべき事項 なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮し、<u>製品の選定にあたっては、女性職員等の意見を聞くものとする。</u>	【滋賀県防災委員：池田委員】 実際に品目を選定する際に、男性だけで選んでいるために、普段なら絶対使わないような生理用品が備蓄されているというような例が後を絶たないため。

第 17 節 住宅応急対策計画

256	<u>4 被災した住宅の応急修理(住宅課)</u> <u>(1) 対象者</u> 地震のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。 <u>(2) 応急処理</u> 市町本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。 災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。 <u>(3) 費用の限度、期間等</u> 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月1日付内閣府告示第 228 号)第7条による。	<u>4 被災した住宅の応急修理(住宅課)</u> <u>(1)住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>ア 対象者</u> 地震のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。 <u>イ 応急修理</u> 市町本部は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。 災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。 <u>ウ 費用の限度、期間等</u> 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 7 条による。 <u>(2)日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>ア 対象者</u> 地震のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を	【住宅課】 災害救助事務取扱要領等(令和5年6月)との整合を図るため。
-----	--	---	--

		行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。 イ 応急修理 市町本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。 災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。 ウ 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月1日付内閣府告示第 228 号)第7条による。	
第 18 節 電力・ガス施設応急対策計画			
258	(ア) 一般情報 a 気象、地象情報 b 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。 c 社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への対応状況。 e その他災害に関する情報(交通状況等)	(ア) 一般情報 a 気象、地象情報 b 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。 c 社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への対応状況。 d その他災害に関する情報(交通状況等)	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 記載誤りによる修正
259	(イ) 当社被害情報 a 電力施設等の被害状況および復旧状況	(イ) 関西電力および関西電力送配電の被害情報 a 電力施設等の被害状況および復旧状況	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電におけ

	b 停電による主な影響状況 c 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項 d 従業員等の被災状況 e その他災害に関する情報	b 停電による主な影響状況 c 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項 d 従業員等の被災状況 e その他災害に関する情報	「防災業務計画」(2023 年 7 月)との文言統一により追記、削除
	イ 情報の集約 被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、 <u>請負</u> 会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。	イ 情報の集約 被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、 <u>協力</u> 会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023 年 7 月)との文言統一により追記、削除
259	イ 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。 また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。	イ 広報の方法 広報については、 <u>事実に基づく正確な情報を</u> テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、 <u>ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート</u> 等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。 また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023 年 7 月)との文言統一により追記、削除
259	④要員の確保 ア 対策組織要員の確保 (ア)夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。 (イ)対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。 なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ <u>出勤</u>	④要員の確保 ア 対策組織要員の確保 (ア)夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報、 <u>その他の情報</u> に留意し、対策組織の設置に備える。 (イ)対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。 なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ <u>出社</u>	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023 年 7 月)との文言統一により追記、削除

	する。 イ 復旧要員の広域運営 関西電力および関西電力送配電は、他電力会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。	する。 イ 復旧要員の広域運営 関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、<u>他送配電事業</u>および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。	
259	イ 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている<u>請負</u>会社の車両、<u>舟艇</u>、ヘリコプター等により行う。	イ 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ<u>関西電力および関西電力送配電</u>と調達契約をしている<u>協力</u>会社の車両、<u>船艇</u>、ヘリコプター等により行う。	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023 年 7 月)との文言統一により追記、削除
259	⑤災害時における復旧用資機材の確保 関西電力および関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。	⑤災害時における復旧用資機材の確保 関西電力および関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材<u>等</u>の確保を、次のとおり実施する。	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023 年 7 月)との文言統一により追記
259	⑥災害時における電力の融通 災害の発生により、電力需<u>要</u>に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。	⑥災害時における電力の融通 災害の発生により、電力需<u>給</u>に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023 年 7 月)との文言統一により追記、削除
259	⑦災害時における危険予知措置 電力需<u>給</u>の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を<u>続ける</u>が、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。	⑦災害時における危険予知措置 電力需<u>要</u>の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を<u>継続する</u>が、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023 年 7 月)との文言統一により追記、削除
259	⑨災害時における自衛隊の派遣要請 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必	⑨災害時における自衛隊の派遣要請 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023 年 7 月)と

	要とすると判断される場合には、 <u>対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。</u>	要とすると判断される場合には、県知事に対して、 <u>関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。</u>	の文言統一により追記、削除
259	⑩災害時における応急 <u>対策</u> 工事	⑩災害時における応急工事	【関西電力(株)・関西電力送配電(株)】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一により削除
260	(3) 復旧計画 ① <u>対策組織の長</u> は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、上位機関の対策組織にすみやかに報告する。 ア 復旧応援要員の必要の有無 イ 復旧要員の配置状況 ウ 復旧資材の調達 エ 復旧作業の日程 オ 仮復旧の完了見込 カ 宿泊施設、食糧等の手配 キ その他必要な対策	(3) 復旧計画 ① <u>関西電力および関西電力送配電</u> は、設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画を策定する。	【関西電力(株)・関西電力送配電(株)】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一により追記、削除
	<u>② 災害時における復旧資機材の確保</u> <u>ア 調達</u> <u>対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。</u> <u>(i) 現地調達</u> <u>(ii) 対策組織相互の流用</u> <u>(iii) 他電力会社等からの融通</u> <u>イ 輸送</u> <u>災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、</u>	<u>(削除)</u>	【関西電力(株)・関西電力送配電(株)】 重複記載により削除

	<u>ヘリコプター等により行う。</u> <u>ウ 復旧用資材置場等の確保</u> <u>地震時において、復旧用資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</u>		
261	③ 復旧順位 復旧計画の策定および実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 なお、<u>流通設備の復旧に際し</u>、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を<u>原則として優先的に供給する。</u>	② 復旧順位 復旧計画の策定および実施に<u>当たり</u>、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 なお、<u>必要に応じ自治体と連携し</u>、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の<u>復旧を優先する。</u>	【関西電力㈱・関西電力送配電㈱】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一により追記、削除

第19節 上下水道施設および下水道施設応急対策計画

270	2 上水道施設応急対策計画(生活衛生課、企業庁)	2 上水道施設応急対策計画(生活衛生課、企業庁)	
	(4) 災害時の組織・連絡体制(相互応援体制) ※②の応援要請のある状況では①の応援要請はない。 ①：県外に水道事業者に応援要請を要しない場合 ②：県外に水道事業者に応援要請を要する場合	(4) 災害時の組織・連絡体制(相互応援体制) ※②の応援要請のある状況では①の応援要請はない。 ①：県外に水道事業者に応援要請を要しない場合 ②：県外に水道事業者に応援要請を要する場合	【生活衛生課】 厚生労働省から国土交通省に水道行政が移管されたため

第 24 節 農林水産業施設等応急対策計画			
286	2 農業用施設応急対策計画		
	(2)応急対策 ①ア 省略 イ 応急工事 復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前<u>協議</u>を行い応急工事に着手する。	(2)応急対策 ①ア 省略 イ 応急工事 復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前<u>打合せ</u>を行い応急工事に着手する。	【近畿農政局】 当該応急工事については、令和 4 年 1 月 14 日付け通知において、より迅速に実施できるよう、従前の「事前協議」から「事前打合せ」とし、その取扱いを通知しているため。
	(2)応急対策 ②復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告するとともに、事前<u>協議</u>を行い応急工事に着手する。	(2)応急対策 ②復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告するとともに、事前<u>打合せ</u>を行い応急工事に着手する。	

第4章 災害復旧計画			
	第3節 <u>県民生活</u> の支援	第3節 <u>被災者等へ</u> の支援	
	1 施策体系 第3節 <u>県民生活</u> の支援	1 施策体系 第3節 <u>被災者等へ</u> の支援	
308	2 基本方針 租税の徴収猶予および減免等の措置による負担軽減や災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給、生活資金の貸付による資金的な支援などによって、被災者の自立的な生活再建を促進する。 <u>(追記)</u> 特に、被災者の生活再建を「滋賀県防災プラン」に基づき支援する。	2 基本方針 租税の徴収猶予および減免等の措置による負担軽減や災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給、生活資金の貸付による資金的な支援などによって、被災者の自立的な生活再建を促進する。 <u>また、県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> 特に、被災者の生活再建を「滋賀県防災プラン」に基づき支援する。	【健康福祉政策課】 防災基本計画の修正による